

令和 8 年 度

三重県交通安全実施計画

令和 8 年 7 月

三重県交通安全対策会議

は じ め に

この交通安全実施計画は、令和 8 年度に策定した「第 12 次三重県交通安全計画」を着実に推進するため、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、県内における陸上交通の安全に関し、県及び同法第 2 条第 1 項第 11 号に定める国の指定地方行政機関等が講ずべき具体的施策を定めたものです。

令和 7 年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和 29 年以降で 2 番目に少ない 59 人、重傷者数は 486 人となりました。これは、第 11 次三重県交通安全計画で掲げた目標（死者数 55 人以下、重傷者数 400 人以下）の達成には至らず、依然として厳しい状況にあります。

「第 11 次三重県交通安全計画」期間中の交通死亡事故の発生状況をみると、その特徴は次のとおりです。

- ① 65 歳以上の高齢者の死者数が全死者数の約 6 割と高い水準にあります。また、高齢運転者が第 1 当事者となる死亡事故の割合が約 4 割を占めています。
- ② 歩行中、自転車乗用中の死者数が全死者数の 4 割を占めています。
- ③ 自動車乗車中の死者数のうちシートベルト非着用者が 3 割を超えています。
- ④ 飲酒運転の根絶に至っていません。

「第 12 次三重県交通安全計画」の最終年である令和 12 年までに交通事故死者を 50 人以下とする目標を達成するため、上記の交通事故実態等をふまえ、県民や民間団体との連携・協力体制を強化し、家庭、学校、地域、職場など一体となった幅広い取組を展開することで、交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で安心な三重の実現をめざしてまいります。

三重県交通安全対策会議

三重県内における交通事故情勢

1 交通事故発生状況

近年の高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、交通環境を取り巻く情勢は大きく変化している。

また、本県における運転免許保有者数・自動車保有台数は、人口比で比較すると全国的に高水準にあり、自動車への依存度が高い特徴を有している。

このような交通環境の中でも、さまざまな交通安全対策を実施した結果、交通事故死傷者数、人身事故件数は長期的には減少傾向にあった。

令和7年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降2番目に少ない59人となった。このうち、高齢者交通事故死者数は34人で、全体の約6割を占めている。

なお、令和7年中の人口10万人当たりの交通事故死者数は、全国ワースト8位となっている。

三重県の交通事故・自動車台数等の年別推移

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口（千人） *1	1,781	1,770	1,756	1,742	1,727	1,711
免許人口（千人） *2	1,251	1,248	1,244	1,241	1,236	1,230
全国順位（保有率） *2	10	10	9	9	10	11
自動車台数（千台） *3	1,531	1,534	1,533	1,535	1,540	1,540
全国順位（保有率） *3	11	12	12	12	12	12
人身事故件数（件）	2,966	2,722	2,917	2,976	2,724	2,530
死傷者数（人）	3,805	3,400	3,698	3,833	3,380	3,094
死者数（人）	73	62	60	66	46	59
全国順位（ワースト） ※人口10万人あたり	4	6	7	2	24	8
負傷者数（人）	3,732	3,338	3,638	3,767	3,334	3,035
うち重傷者数（人）	491	497	491	532	470	486

*1: 令和6年10月1日時点

*3: 令和6年12月31日時点

*2: 令和7年12月31日時点

2 令和7年の交通事故発生状況と交通死亡事故の特徴

(1) 令和7年中の交通事故発生状況

区 分	人身事故	死 者	負傷者
1 日平均	6.9 件	0.2 人	8.3 人

区 分	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)
人身事故件数(件)	2,530	2,724	▲194	▲7.1%
死亡事故件数(件)	54	45	9	20.0%
死 者 数(人)	59	46	13	28.3%
負 傷 者 数(人)	3,035	3,334	▲299	▲9.0%
重 傷 者 数(人)	486	470	16	3.4%

(2) 交通死亡事故の特徴

- 高齢死者が約6割を占める
34人(前年比 +9人、構成率57.6%)
自動車乗車中16人、歩行中12人、二輪乗車中3人、自転車乗用中3人
- 車両単独事故が約4割を占める
19件(前年比 +5件、構成率35.2%)
工作物等衝突12件、路外逸脱3件、その他4件
- 飲酒運転事故の根絶に至っていない
原付以上第1当事者の事故54件中、飲酒運転は3件
(前年比 -3件、構成率5.6%)
- 自動車乗車中死者のうち、シートベルト非着用が約5割を占める
自動車乗車中の死者34人中、シートベルト非着用者は16人
(前年比 +4人、構成率47.1%)
16人中、4人はシートベルトを着用していれば助かったと推定される。
- 歩行中死者が約3割を占める
16人(前年比 +1人、構成率27.1%)
横断歩道以外横断中8人、路上横臥2人、その他6人

三重県の交通事故死者数の推移(人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死者数	73	62	60	66	46	59
(内高齢者)	39	40	41	33	25	34

目 次

第1章 道路交通の安全

第1項 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	3
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	4
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	8
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	10
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	10
(7) 無電柱化の推進	11
(8) 効果的な交通規制の推進	11
(9) 自転車利用環境の総合的整備	12
(10) 高度道路交通システムの活用	13
(11) 交通需要マネジメントの推進	14
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	15
(13) 総合的な駐車対策の推進	17
(14) 道路交通情報の充実	18
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	19

第2項 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	27
(2) 効果的な交通安全教育の推進	32
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	33
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	37
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	37

第3項 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実	38
(2) 飲酒運転防止対策の充実	41
(3) 運転免許業務の充実	42
(4) 自動運転等の安全の確保と支援	43
(5) 安全運転管理の推進	44
(6) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	45
(7) 交通労働災害の防止等	48
(8) 道路交通に関連する情報の充実	49

第4項 車両の安全性の確保

(1) 自動運転車の安全対策・活用の推進	-
(2) 自動車の検査および点検整備の充実	50
(3) リコール制度の充実・強化	50
(4) 自転車の安全性の確保	51

第5項	道路交通秩序の維持	
(1)	交通指導取締りの強化等	52
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	53
(3)	暴走族等対策の推進	54
第6項	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	55
(2)	救急医療体制の整備	57
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	58
第7項	被害者等支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	59
(2)	自転車損害賠償責任保険等への加入促進	60
(3)	損害賠償の請求についての援助等	61
(4)	交通事故被害者等支援の充実強化	62
第8項	調査研究の充実	
(1)	道路交通の安全に関する調査研究の推進	63
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	63
第2章	鉄道交通の安全	
第1項	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	64
(2)	運転保安設備等の整備	65
第2項	鉄道交通の安全に関する知識の普及	65
第3項	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査の実施	66
(2)	運転士の資質の保持	66
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	67
(4)	気象情報等の充実	67
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	68
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	68
(7)	計画運休への取組	69
第4項	救助・救急活動の充実	70
第5項	被害者支援の推進	70
第6項	鉄道事故等の原因究明と事故等防止	70
第3章	踏切道における交通の安全	
第1項	踏切道の立体交差化、構造の改良	
	および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	71
第2項	踏切道の統廃合の促進	71
第3項	踏切保安設備等の整備および交通規制の実施	72
第4項	その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	72

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(1) 生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 生活道路等における人優先の安全安心な歩行空間の整備を推進するため、交差点改良、歩道整備、道路附属物等の整備の実施や、ビックデータ解析結果の提供等の技術的支援を行う。 〔警察本部〕 社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設の整備は社会資本整備重点計画（R 8 年度—12年度）において警察庁と国土交通省が連携して実施する国の社会資本として位置付けられていることから、本計画に基づき整備を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 交通弱者の安全な道路利用を推進するため、歩道の整備等を推進し、交通事故削減を図る。 〔中部運輸局三重運輸支局〕 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所における安全性確保対策に取り組むため、三重県バス停留所安全性確保合同検討会により、個々のバス停留所に係る安全対策の検討状況や対策実行の進捗状況について、定期的に検討会を開催しフォローアップを実施し改善を図る。		
計 画 の 内 容			
ア	生活道路における交通安全対策の推進 〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 生活道路等において、ゾーン30プラス登録予定箇所等について、ビックデータ解析結果の提供、可搬式ハンプの貸し出し、有識者の斡旋等による技術的支援を行う。 〔警察本部〕 道路管理者と緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、最高速度30キロメートル毎時の「ゾーン30」にハンプ等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を推進し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を図る。 また、道路交通法施行令の法定速度に係る規定が一部改正され、令和8年9月1日から中央線等が設置されていない一般道路等の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに伴い、交通規制の見直し、道路管理者と連携した中央線の塗り替え及び県民に対する広報を実施する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備を推進する。		
イ	通学路等における交通安全の確保 〔警察本部〕 教育委員会、道路管理者及び警察が連携して合同点検を行い、必要な対策を講じる「通学路交通安全プログラム」等を活用し、必要に応じて、横断歩道等の整備、歩行者用灯器の増灯を行うなど、通学路における交通安全の確保を推進する。 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 通学路等において、歩道狭隘箇所や歩道が無い箇所の歩道整備を推進する。 ○ 一般国道42号 多気町丹生～大台町柝原（継続） ○ 一般国道42号 南牟婁郡御浜町下市木（継続）		

〔三重県県土整備部（道路管理課）〕

歩道狭隘箇所や歩道のない道路において、歩道整備事業や既存の道路敷地の法面部等を有効活用するあんしん路肩事業等により、「通学路の交通安全プログラム」に基づく要対策箇所である1箇所において事業完了を目指す。

ウ バス停留所の安全性確保

〔中部運輸局三重運輸支局〕

横断歩道や交差点に近接した停留所等について、関係各所と連携して停留所の移設・廃止、ハード対策、注意喚起のための看板設置や車内アナウンスの実施等を検討し、バス停留所の安全確保に努める。三重県バス停留所安全性確保合同検討会を開催し、停留所の安全対策について議論した上で、バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表を更新する。

エ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

〔警察本部〕

- (ア) バリアフリー法に基づき、高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間を確保するため、バリアフリー対応型信号機等（視覚障害者用付加装置、エスコートゾーン）を整備する。
- (イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕

平坦性が確保された幅の広い歩道等の整備を推進する。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(2) 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省紀勢国道・北勢国道事務所〕 一般国道の自動車専用道路の整備を推進し、道路の適切な機能分化を図る。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 道路ネットワークの体系的な整備を推進する。		
計 画 の 内 容			
〔国土交通省紀勢国道事務所〕 ＜一般国道の自動車専用道路の整備＞ ○一般国道42号 熊野道路の事業を継続 ○一般国道42号 紀宝熊野道路の事業を継続 〔国土交通省北勢国道事務所〕 ＜一般国道の自動車専用道路の整備＞ ○一般国道475号 東海環状自動車道の事業を継続実施する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 道路ネットワークの体系的な整備を推進する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省三重河川国道事務所〕 幹線道路における交通安全対策については、事故発生状況及び、地域の課題や特徴を踏まえて、事故の危険性が高い区間を抽出し優先順位をつけて整備を推進する。 また基本的な交通の安全を確保するため、適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進すると共に、他の交通機関との連携強化を図り道路整備を推進する。 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 交通事故の多発地点や、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所について、総合的な計画のもとに、交通安全対策を実施する。 また、道路交通の安全確保には、適切に機能分担された道路ネットワークの整備が重要であり、地域開発、関連道路計画と一体となった道路網の整備を推進する。 〔国土交通省北勢国道事務所〕 事故データと地域の声を組み合わせ、事故の危険性が高い区間を抽出し、交通事故件数の低減を目標に整備を行う。 また、適切に交通機能の分担を図るとともに、道路交通の安全が確保されるよう、地域開発、関連道路計画と一体となった道路網の整備を推進する。 〔警察本部〕 事故多発箇所等の交通安全を確保する必要がある道路について、社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設等を重点的に整備することとし、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 事故が多発している箇所や、緊急に交通安全対策が必要となった箇所について、公安委員会と連携し、安全で快適な交通環境を確保し、交通事故の削減を図る。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 道路ネットワークの体系的な整備を推進する。 〔NEXCO中日本 桑名保全・サービスセンター〕 高速道路を安全・安心・快適に走行できるよう、事故多発地点への安全対策を実施する。また、老朽損傷した箇所の道路補修工事は集約効率化及び工事規制による渋滞回数の削減を図るため、集中工事を実施する。更に、道路交通の安全を確保するため、整備促進及び適切な機能分担が重要であり、他の交通機関との連携を強化していく。 〔NEXCO中日本 津高速道路事務所〕 交通事故防止を目的とした高速道路の安全対策及び交通安全啓発を実施することにより、交通事故削減を図り、高速道路の安全性の向上を目指していく。 また、安全・安心・快適に走行できる高速道路を提供するため、高速道路の更新及び改良等を行っていく。		
	計 画 の 内 容		
	ア 「三重県事故ゼロプラン」（事故危険区間重点解消作戦）の推進 〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 平成22年度から取り組んでいる「三重県事故ゼロプラン」について、対策工事を推進する。 〔警察本部〕 事故の発生割合の大きい幹線道路区間や交差点等の事故多発箇所において、交通事故データを分析し、道路管理者と連携して事故抑止対策を推進する。		
	イ 事故危険箇所対策の推進 〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 令和8年度に指定予定の「事故危険箇所」について、対策工事を推進する。		

〔警察本部〕

事故危険箇所の対策として信号機を改良し、標識、標示の整備、道路管理者と連携した交差点等のカラー舗装、ポストコーン等の設置、中央分離帯開口部の閉鎖を行うなどの事故抑止対策を推進する。

〔三重県県土整備部（道路管理課）〕

三重県管理道路においては、令和8年度に次期事故危険箇所が作成される予定である。所管警察署と協議、調整の上、指定箇所の早期対策完了を目指す。

ウ 幹線道路における交通規制

〔警察本部〕

幹線道路における交通の安全と円滑化を図り、交通実態に即した交通規制を実施するため、最高速度規制の見直しを行うなど、交通環境の改善を図る。

〔NEXCO中日本 津高速道路事務所〕

- (7) GW、お盆、年末年始における伊勢神宮参拝等に起因した交通渋滞対策として、地元行政等と連携した伊勢道の伊勢西・伊勢IC交通規制（無料シャトルバス）を実施し、渋滞緩和を図り、交通事故防止に努める。
- (4) GW、お盆、年末年始等の交通混雑時期に発生が予想される交通渋滞に対し、後尾警戒車を配置して追突事故等の防止を図る。
また、混雑が見込まれる休憩施設に場内整理員を配置し、交通事故防止及び休憩施設内の歩行者の安全確保に努める。

エ 重大事故の再発防止

〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道事務所〕

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した場合は、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査すると共に、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

〔三重県県土整備部（道路建設課）〕

警察、道路管理者が連携して交通事故対策を推進する。

〔警察本部〕

交通死亡事故等が発生した場合、当該事故現場の調査を行い、発生要因を分析するとともに、必要な交通安全施設の整備や、道路管理者と連携した対策を講じることで、同種事故の再発防止を図る。

〔NEXCO中日本 桑名保全・サービスセンター〕

- (7) 舗装や路面表示の改良、年4回の交通安全キャンペーンや休憩施設内の情報提供設備を利用した安全啓発等、事故を未然に防ぐ対策を実施する。特に、事故が多い区間においてはその原因を究明し、重点的に安全対策を実施する。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

- (ウ) 〈バイパスの整備〉
○一般国道23号 中勢道路事業を継続

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

- (4) 〈一般国道の自動車専用道路の整備〉
○一般国道42号 熊野道路の事業を継続
○一般国道42号 紀宝熊野道路の事業を継続
- (ウ) 〈バイパスの整備〉
○一般国道42号 松阪多気バイパスの事業を継続

〔国土交通省北勢国道事務所〕

- (ア) 〈歩行者、自転車及び自動車の分離〉
一般国道1号北勢バイパスの事業において、歩行者と自転車を分離した自転車通行空間の整備を実施する。
- (イ) 〈高規格道路の整備〉
○一般国道475号東海環状自動車道の事業を継続実施する。
- (ウ) 〈バイパスの整備〉
○一般国道1号北勢バイパスの事業を継続実施する。
○一般国道1号関バイパスの事業を継続実施する。

〔三重県県土整備部（道路建設課）〕

道路ネットワークの体系的な整備を推進する。

〔三重県県土整備部（都市政策課）〕

市街地における交通の円滑化を図るため、街路の整備を推進する。

- 桑部播磨線 桑名市稗田～蓮花寺 （継続）
- 野町国府線 鈴鹿市道伯町 （継続）
- 津海岸御殿場線 津市桜橋～島崎町 （継続）
- 河芸町島崎町線ほか1線 津市江戸橋3丁目～桜橋3丁目 （新規）

〔NEXCO中日本 桑名保全・サービスセンター〕

- (ア) 円滑な道路交通を確保するため、各種道路の体系的整備促進及び適切な機能分担が重要であり、各道路管理者間の連携強化を図る。
- (イ) 昨年に引き続き、集中工事や冰雪期における連絡・連携を密にする。
- (ウ) 事故や渋滞等の情報提供、事故現場でのお客様支援を強化し、お客様の利便、安全性の向上を図る。
- (エ) 行楽シーズンなど交通集中による渋滞の緩和、安全対策として、渋滞時には渋滞最後尾での後尾警戒、更には休憩施設内の交通誘導を実施する。
- (オ) 多くの人に伝わりやすい、交通安全啓発活動を高速隊等連携し実施する。

カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

- (ア) 対面通行（二車線）で供用中の近畿自動車道紀勢線（紀伊長島IC～尾鷲北IC）及び熊野尾鷲道路については、昼間通行止めにより集中的に点検及び補修工事を実施することで安全性の向上を図る。
- (カ) 紀勢自動車道紀勢線（紀伊長島IC～尾鷲北IC）及び熊野尾鷲道路について、逆走対策を推進する。（紀北パーキングエリア）

〔警察本部〕

- (ア) 交通事故による障害の早期回復を図るとともに、交通流を確保するため、道路管理者との連携を強化する。
- (イ) 交通渋滞の発生を最小限に抑えるために道路管理者と連携を図り、交通渋滞緩和対策を推進する。

〔NEXCO中日本 桑名保全・サービスセンター〕

- (ア) 支社交通管制課と連携し、情報提供設備（MIBなど）やハイウェイ・ラジオ等を活用した安全啓発を行う。
- (イ) あおり運転、落下物による事故発生防止、高速道路上での駐停車禁止などについて、休憩施設内の各種媒体や交通管理隊巡回車（黄パト）のLED標識の活用及び呼びかけ等の啓発活動を行う。
- (ウ) 災害又は事故等の異常事象発生時は、関係機関と連携して交通障害物の早期排除及び道路構造、交通状況等に即した効果的な交通規制を実施する。
- (エ) 情報提供設備（MIBなど）やハイウェイ・ラジオ等、異常事象及び交通規制の内容を迅速かつ的確に提供し、円滑な交通流の確保に努める。

〔NEXCO中日本 津高速道路事務所〕

- (ア) 「高速道路安全セミナー」を開催し、交通安全の啓発活動に取り組んでいく。
- (イ) 交通安全啓発ポスターやパンフレット等の広報物を休憩施設に配置するとともに、交通管理巡回車のLED標識及び高速道路の路肩に設置しているLED標識等を使用して交通安全の啓発活動に努める。

- (ウ) 交通安全運動期間中、高速道路の休憩施設内で街頭キャンペーンを開催し、交通安全の啓発活動を実施する。
- (イ) 大雪や豪雨等の異常気象、台風等に対し、関係機関と綿密な連絡調整を行い、適切な交通規制、対策作業等を行うことにより、高速道路の交通安全確保に努める。

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

〔国土交通省北勢国道事務所〕

- (ア) <道路交通の安全に寄与する道路の改築事業の推進>

一般国道1号北勢バイパスの事業において、歩行者と自転車を分離した自転車通行空間の整備を実施する。

- (ウ) 一般国道25号名阪国道亀山IC～治田ICのインターチェンジ改良等の整備を行う。

継続 久我インターチェンジ（工事）
板屋インターチェンジ（工事）
伊賀一之宮インターチェンジ（工事）
大内インターチェンジ（設計）

〔三重県県土整備部（道路建設課）〕

道路ネットワークの体系的な整備を推進する。

〔NEXCO中日本 桑名保全・サービスセンター〕

- (ア) 高速道路をより安全・安心・快適に走行していただくよう、老朽化し損傷を受けている部分の補修工事を集中して行うことにより、年間工事回数、渋滞回数の削減を図る。
- (イ) 集中工事期間に実施することが難しい工事や緊急を要する工事については、安全対策を十分に進め、極力渋滞の発生が少ない夜間に実施し、便乗工事や施工パーティー数を増やすことで規制回数の減少を図る。

〔NEXCO中日本 津高速道路事務所〕

- (ア) 対面通行（2車線）で供用中の紀勢道の勢和多気JCT～紀勢大内山間の4車線化を促進し、大規模災害発生時の救援や復興などで重要な役割を担う紀勢道の早期の完成を目指す。
- (イ) 対面通行（2車線）で供用中の紀勢道及び伊勢道の伊勢西～伊勢間の道路点検及び補修工事は、夜間通行止めを実施して安全性を確保する。
- (ウ) 高速道路内への人の立入及び動物侵入対策として、立入防止柵の更新及び改良（嵩上げ等）を継続して実施する。また、計画的な道路敷地巡回による動物の侵入経路の特定・対策等を行い、高速道路内への動物侵入の防止に努める。
- (エ) 高機能舗装の改良工事を行うなどして、高速道路の安全性の向上に努める。
また、逆走事故防止対策として、高速道路の本線合流部及び休憩施設への流出部等に矢印の路面標示や矢印を表示したラバーポールを設置し、安全性の向上を図る。

ク 交通安全施設等の高度化

〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕

- (イ) 安全で快適な道路交通環境を提供するため、情報提供装置の高視認化、視認性の高い路面標示、視線誘導標の設置整備を推進する。

〔警察本部〕

安全で円滑な交通を確保するため、信号機の高度化（多現示化）、信号灯器のLED化を推進する。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(4)交通安全施設等の整備事業の推進
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所、三重県県土整備部（道路管理課、道路建設課）、警察本部〕 社会資本整備重点計画（R8年度—12年度）に基づき、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。		
計 画 の 内 容			
ア	交通安全施設等の戦略的維持管理 〔警察本部〕 交通安全施設の保守点検業務を適切に実施し、点検結果から更新の必要性、緊急性を検討し、地域住民等の要望を踏まえ、優先度の高いものから順次更新していくなど、効果的・効率的な施設の維持管理を図る。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 道路管理者と警察が連携することにより、令和8年度は68箇所において区画線における同時施工を行い、効率的な維持管理を目指す。		
イ	歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 自転車利用環境の整備について関係機関と連携し、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進する。 ○ 一般国道42号 北牟婁郡紀北町（新規） ○ 一般国道42号 熊野市～南牟婁郡紀宝町（継続） 〔三重県県土整備部（道路建設課）〕 歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。 〔警察本部〕 道路管理者と緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を図る。 また、道路交通法施行令の法定速度に係る規定が一部改正され、令和8年9月1日から中央線等が設置されていない一般道路等の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに伴い、交通規制の見直し、道路管理者と連携した中央線の塗り替え及び県民に対する広報を実施する。		
ウ	幹線道路対策の推進 〔国土交通省三重河川国道事務所〕 管内の事故危険箇所等において交差点改良等の対策を推進する。 ○ 一般国道23号 林崎町交差点 ○ 一般国道23号 市場庄町交差点 〔警察本部〕 交通事故の発生が多い区間、箇所において、事故データの客観的な分析・検証に基づく交通規制等、重点的な交通事故対策を実施する。 〔三重県県土整備部（道路建設課）〕 交差点改良等の対策を実施します。		

〔三重県県土整備部（道路管理課）〕

三重県管理道路においては、令和８年度に次期事故危険箇所が作成される予定である。所管警察署と協議、調整の上、指定箇所の早期対策完了を目指す。

エ 交通円滑化対策の推進

〔警察本部〕

安全で円滑な交通を確保するため、信号機サイクル調整等により幹線道路の円滑化を推進する。

〔三重県県土整備部（道路建設課）〕

交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進します。

オ ＩＴＳの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

〔警察本部〕

交通情報の収集、分析、提供を総合的に行うため、交通管制システムや、車両感知器等の更新及びその設置場所の検討を実施する。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕

道路利用者が日常感じている意見について、「標識ＢＯＸ（WEB）」等を活用し、道路交通環境に反映する。

〔警察本部〕

Ｗｅｂサイトに設けた住民要望の受付窓口である標識ＢＯＸ及び信号機ＢＯＸ等を活用して、地域住民等の意見・要望の把握に努め、道路交通環境の改善に努める。

キ 連絡会議等の活用

〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕

「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつ施策の企画、評価、進行管理等について協議を行い、着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

〔三重県県土整備部（道路建設課）〕

会議等を活用し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ります。

〔警察本部〕

「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつ、施策の企画、評価、進行管理等について協議を行い、安全な道路交通環境の実現を図る。

三重県主催の「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を活用して、道路管理者と連携しての路面標示の同時施工等を実施する。

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(5)高齢者等の移動手段の確保・充実
実施機関 及び 実施方針	〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 高齢者をはじめとする地域住民の移動手段確保に向けた取組を進める。また、公共ライドシェアなどの導入に向けた市町の取組への伴走支援や財政支援を通じて、「交通空白」の解消に取り組む。		
計 画 の 内 容			
〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 高齢者の買物や通院などの日常的な移動手段を確保するため、市町等が行う移動サービス導入に係る取組に対し、三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金による財政支援を行う。 また、モビリティデータの活用や、市町職員の“交通のプロ”を育成するための実践的な講座開設に取り組むとともに、交通事業者と共存できる新たな公共ライドシェアモデルの実証を行う。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(6)歩行者空間のユニバーサルデザイン化
実施機関 及び 実施方針	〔三重県県土整備部（道路建設課）〕 ユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩 行空間を整備する。		
計 画 の 内 容			
〔三重県県土整備部（道路建設課）〕 ユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行 空間を整備する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(7)無電柱化の推進
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道事務所、三重県県土整備部（都市政策課）〕 都市防災機能の向上を図るため、緊急輸送道路となっている街路等の電線類の地中化を推進する。		
計 画 の 内 容			
〔国土交通省三重河川国道事務所〕 震災時における救急輸送道路の確保並びに安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援する。 ○ 国道1号 富士電線共同溝 四日市市富士町～同市金場町 （継続） ○ 国道1号 四日市海蔵電線共同溝 四日市市金場町～同市浜一色町 （継続） ○ 国道1号 四日市新正線共同溝 四日市市北浜田町～同市新正五丁目 （継続） ○ 国道23号 伊勢南電線共同溝 伊勢市宇治浦田一丁目～同市宇治今在家町（継続） ○ 国道23号 白子電線共同溝 鈴鹿市南玉垣町～同市白子町 （継続） ○ 国道23号 津栗真電線共同溝 津市白塚町～同市上浜町（継続） ○ 国道23号 津垂水電線共同溝 津市南中央～同市藤方（継続） ○ 国道23号 伊勢宇治浦田電線共同溝 伊勢市中村町～同市宇治浦田町（継続） 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 震災時における救急輸送道路の確保並びに安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援する。 ○一般国道42号 尾鷲市（継続） 〔三重県県土整備部（都市政策課）〕 緊急輸送道路となっている街路において、電線共同溝を整備する。 ○外宮常磐線 伊勢市本町～中島 （継続） ○本町宮川堤線 伊勢市浦口～中島 （継続） ○御幸道路 伊勢市岩渕1丁目～3丁目（継続） ○尾鷲港新田線 尾鷲市南陽町 （継続）			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(8)効果的な交通規制の推進
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、交通実態に即した交通規制の推進を図る。		
計 画 の 内 容			
〔警察本部〕 ○ 交通実態に即した交通規制を実施するため、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直しを行う。 ○ 必要性の低下している道路標識の撤去を行うなど、交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置を行う。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省紀勢国道・北勢国道事務所〕 自転車走行空間ネットワークの整備を推進し、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 市町における自転車ネットワーク計画に基づき、歩行者、自転車および自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課）〕 歩行者、自転車および自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。また、交通安全対策を面的に推進する。 〔警察本部〕 自転車及び自動車を適切に分離すること等により、良好な自転車通行空間の整備に努める。 また、県内の交通事故実態に合わせて、「自転車指導啓発重点地区・路線」を選定し、重点的・計画的に、交通指導取締り、広報啓発活動を推進する。		
計 画 の 内 容			
ア	安全で快適な自転車利用環境の整備 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進する。 ○ 一般国道42号 北牟婁郡紀北町（新規） ○ 一般国道42号 熊野市～南牟婁郡紀宝町（継続） 〔国土交通省北勢国道事務所〕 〈自転車通行空間の計画的な整備〉 一般国道1号北勢バイパスの事業において、歩行者と自転車を分離した自転車通行空間の整備を実施する。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 国および市町と連携し、自転車ネットワーク計画の新規策定・更新に関して情報共有を行う。 〔三重県県土整備部（道路建設課）〕 歩行者、自転車および自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。また、交通安全対策を面的に推進する。 〔警察本部〕 自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため、道路管理者と連携の上、自転車専用通行帯設置等の整備の検討や、交通実態を踏まえた自転車横断帯や普通自転車歩道通行可等の交通規制の見直しを図る。 また、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車専用通行帯をふさぐなどの悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐停車車両の取締りや広報啓発活動を実施する。		
イ	自転車等の駐車対策の推進 〔警察本部〕 道路交通環境に応じて、必要性を認めた場合には、駐車禁止等の交通規制を検討する。		

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関 及び 実施方針	【東海総合通信局】 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し必要な道路情報を提供する手段の普及を図ることにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。 【警察本部】 高度道路交通システムを推進するための交通管制センターの高度化、交通情報収集・提供システムの整備拡充を行う。		
計 画 の 内 容			
ア 道路交通情報通信システムの整備 【東海総合通信局】 最先端の情報通信技術を活用し、「人」、「道路」、「車両」を一定のシステムとして構築し、交通事故の防止、交通渋滞の削減、環境に係る付加の低減を図るため、機会を捉え、「VICS」、「ETC2.0」、「DSRC」等、高度道路交通システムの普及推進を図る。 また、自動運転時代の次世代ITSの実現に向け、V2X (Vehicle to everything)通信の実証・実装を推進する。 【警察本部】 交通情報の収集・提供を効果的に実施するため、交通管制システムの通信機能を高度化し、必要な機器の整備を推進する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(11) 交通需要マネジメントの推進
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等により、地域における移動ニーズに対し、地方公共団体が中心となって地域のマスタープラン（地域公共交通計画）の策定を推進し、公共交通サービスの改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。 鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進するとともにエコ通勤等の広報・啓発活動を行い、公共交通機関への転換を図ることにより、円滑な道路交通の実現を図る。 〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 市街地部の環状道路の整備、道路交通渋滞の緩和を図るため、バイパスの整備を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 バイパスの整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策を推進します。 〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 一人ひとりのモビリティ（移動）が、状況に応じて自家用車と公共交通機関等を適切に使い分ける方向に変化することを促す、モビリティ・マネジメントに取り組むことにより、道路交通渋滞緩和の一助とする。		
計 画 の 内 容			
ア	公共交通機関利用の促進 〔中部運輸局三重運輸支局〕 地域の公共交通機関の維持・確保・改善のため、地域の特性や実情に応じた生活交通ネットワークを構築するに向けて、地域の多様な関係者を構成員とした協議会への参画を通じ、一体的かつ継続的な支援を行う。 〔国土交通省三重河川国道事務所〕 〈バイパスの整備〉 ○一般国道23号 中勢道路事業を継続する。 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 〈バイパスの整備〉 ○一般国道42号 松阪多気バイパスの事業を継続する。 〔国土交通省北勢国道事務所〕 〈バイパスの整備〉 ○一般国道1号 北勢バイパスの事業を継続実施する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 バイパスの整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策を推進します。 〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 モビリティ・マネジメントの推進について、運転免許返納後、公共交通を活用した円滑な移動が可能となるよう、高齢者等に対し、啓発活動や情報提供などを行う。また、学生や子どもを対象とした啓発活動などについても、市町等と連携し、公共交通への理解と活用を促す取組を進める。		

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。 〔警察本部〕 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通情報を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧対策のため必要となる緊急交通路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、車両感知器等、道路交通に関する情報提供装置の整備を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 社会資本整備重点計画（R7-12）に基づき、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。		
計 画 の 内 容			
ア	災害に備えた道路の整備 〔国土交通省三重河川国道事務所〕 ○災害に強い緊急物資輸送路整備（中勢道路）を推進する。 ○橋梁補強・道路斜面等の防災対策を実施する。 〔国土交通省紀勢国道事務所〕 ○一般国道42号の防災対策や地震による津波災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。 ・一般国道42号 熊野道路（継続） ・一般国道42号 紀宝熊野道路（継続） ○緊急輸送道路上にある橋梁の補強・補修対策を実施する。 〔国土交通省北勢国道事務所〕 ○津波に備え内陸部のバイパス（北勢バイパス）整備を推進する。 ○地震時の避難経路や緊急輸送道路を確保するため、老朽化の著しい伊勢大橋架替え（桑名東部拡幅）事業を推進する。 ○橋梁補強・道路斜面等の防災対策を実施する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、都市政策課）〕 災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 緊急輸送道路上の災害発生危険箇所については、災害防除施設事業を推進し、9箇所の対策を実施する。		

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

〔警察本部〕

交通管制システムの通信設備の一部を、災害の影響を受けにくいモバイル回線への変更を推進する。

信号機の減灯対策として、非常用電源接続箱等の整備を推進するとともに、老朽化が著しい自動起動式信号機電源付加装置等の更新を推進し、適正な保守管理を実施する。

ウ 災害発生時における交通規制

〔警察本部〕

災害対策基本法に基づく迅速かつ的確な通行禁止等の交通規制の実施について、関係機関と連携を図る。

エ 災害発生時における情報提供の充実

〔国土交通省三重河川国道・北勢国道事務所〕

道路の防災状況や交通状況を迅速・的確に収集し、道路利用者へ情報提供を行う。

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

情報提供装置の高視認可の設備整備を推進する。

〔警察本部〕

交通情報を迅速・的確に提供するため、車両感知器等の運用状況を把握し、適正な保守管理を実施する。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(13) 総合的な駐車対策の推進
実施機関 及び 実施方針	【警察本部】 駐車秩序の維持と交通の安全と円滑を図るため、計画的に個々の交通実態等を踏まえた、きめ細かな駐車規制の見直しを行い、より良好な駐車秩序の確立を図る。		
計 画 の 内 容			
ア	きめ細かな駐車規制の推進 【警察本部】 道路交通環境や地域住民等からの意見要望を把握した上で、駐車禁止等の交通規制の見直しを実施するとともに、貨物集配中の車両による短時間駐車需要等の実態に応じて、必要最小限の駐車規制とするなど、地域の交通実態等に応じた、きめ細やかな駐車規制を促進する。		
イ	違法駐車対策の推進 【警察本部】 (7) 四日市南警察署、津警察署及び松阪警察署において、放置車両確認事務の民間委託を継続し、放置駐車違反車両の排除を推進する。 違法駐車取締りについては、地域住民の意見・要望等を踏まえてガイドラインを策定・公表し、民間委託した駐車監視員及び警察官により、悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点をおいて実施する。 (1) 交通事故の原因となった違反や常習的な違反等の悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。 また、運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令を積極的に活用し、使用者責任を追及する。		
エ	違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 【警察本部】 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関して、県民への広報啓発活動を実施するとともに、市町、地域交通安全活動推進委員等の関係機関・団体との密接な連携により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。		
オ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 【警察本部】 現行の駐車規制の見直し、違法駐車取締り等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。		

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(14) 道路交通情報の充実
実施機関 及び 実施方針	〔東海総合通信局〕 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し必要な道路情報を提供する手段の普及を図ることにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。 〔国土交通省三重河川国道・北勢国道事務所〕 ＩＴ化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現を図る。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 利用者のニーズに即した系統的でわかりやすい案内標識の整備を推進します。 〔警察本部〕 リアルタイムで高度な交通情報を提供するため、交通管制センター機能の一層の高度化を図り、道路利用者ニーズに対応する効果的な交通規制の運用を推進する。		
計 画 の 内 容			
ア	情報収集・提供態勢の充実 〔東海総合通信局〕 (7) 道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の普及促進 高度道路交通システム（ITS）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の普及促進を図る。 (4) コミュニティ放送局の普及促進 カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へのきめ細かな道路情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図る。 〔国土交通省三重河川国道事務所〕 道路情報提供装置の更新を実施する。 〔警察本部〕 安全で円滑な交通を確保するため、交通管制システム、車両感知器等の整備・更新を推進する。		
イ	ITSを活用した道路交通情報の高度化 〔警察本部〕 道路交通情報の高度化を図るため、車両感知器等の更新及びその設置場所の検討を実施する。		
ウ	適正な道路交通情報提供事業の促進 〔警察本部〕 交通情報提供事業の適正化を図り、道路利用者の求める情報（渋滞状況、規制状況など）を提供する。		
エ	わかりやすい道路交通環境の確保 〔国土交通省三重河川国道・北勢国道事務所〕 管内の案内標識においてわかりやすい表示方法への変更を行うため、「中部ブロック標識適正化委員会三重県部会」を活用し、整備を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 利用者のニーズに即した系統的でわかりやすい案内標識の整備を推進する。 〔警察本部〕 英語併記の道路標識等を設置する等、外国人にも分かりやすい道路交通環境の整備に努める。		

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関 及び 実施方針	〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 道路の使用および占用の適正化を実施・指導、気象等基準値による危険箇所の交通規制、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。 〔警察本部〕 工作物の設置、工事等の道路使用については、安全で円滑な道路交通を確保するための適正な許可を行うとともに、道路使用許可条件の履行、原状回復を確実に行わせ、良好な交通環境の維持を図る。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。 〔三重県県土整備部（道路管理課）〕 豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩落土等の恐れがあり、道路の通行が危険である箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間として、道路通行規制基準を定め、豪雨等の異常気象時に事前通行規制を実施して交通の安全を図る。		
計 画 の 内 容			
ア 道路の使用および占用の適正化等 〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道・北勢国道事務所〕 (7) 道路の使用及び占用の適正化 道路使用、占用の適正化を確保するほか、不法占用物件の是正や、道路の無秩序な掘り返し等の道路の安全で円滑な使用を阻害する行為並びに物件に対する排除等の実施や指導を行う。 (4) 不法占用物件の排除等 不法占用物件等の防止を図るための啓発活動を行う。道路使用許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に配慮した適正な運用に努める。 (7) 道路の掘り返しの規制等 年度当初に三重県各建設事務所単位での道路占用調整会議を開催し、路上工事の施工時期等の調整を図ることで工事の効率化、及び工事に伴う事故・渋滞の防止を推進する。 〔警察本部〕 (7) 道路使用許可申請の受理時には、公益性、必要性等について審査し、申請者に対して必要な条件を付すとともに、交通安全活動推進センターに許可条件の履行状況、現場回復状況等の調査業務を徹底させ、道路使用許可の適正化を図る。			
イ 休憩施設等の整備の推進 〔国土交通省三重河川国道事務所〕 国道1号 亀山市関町の道の駅「関宿」および国道23号 津市河芸町の道の駅「津かわげ」において、休憩施設等の必要な整備を推進する。			

計 画 の 内 容

エ 道路法に基づく通行の禁止または制限

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

(7) 以下の通行規制区間及び規制基準に基づいて、通行規制を行う。

路線名	規制区間			気象条件		危険内容
	区間	距離標	延長 (km)	気象等基準値 (通行止め)	気象観測所	
1	三重県亀山市関町沓掛～ 滋賀県甲賀市土山町山中	429.3～ 433.9～	4.6	連続雨量 180mm	テレメータ 坂下	落石 法面崩壊 沢崩れ

(1) 積載車両（特殊車両）の指導取締りを9回行う。

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

路線名	規 制 区 間			規 制 条 件		危険内容
	区 間	距離標	延長 (km)	気象等基準値 (通行止め)	気象観測	
42	三重県度会郡大紀町大内山 ～ 三重県北牟婁郡紀北町東長島	178.9 ～ 182.4	3.5	連続雨量 300mm	テレメータ 荷坂	落石 法面崩落 沢崩れ
42	三重県尾鷲市大字南浦 ～ 三重県熊野市飛鳥町大又	215.6 ～ 227.0	11.4	連続雨量 300mm	テレメータ 弓山	落石 法面崩落 沢崩れ
42	三重県熊野市飛鳥町字小阪 ～ 三重県熊野市大泊字寺道	234.7 ～ 240.2	5.5	連続雨量 320mm	テレメータ 佐田坂	落石 法面崩落 沢崩れ

※弓山については、実行雨量併用で試行（換算連続雨量280mm）

○ 積載車両等（特殊車両）の指導取締り 取締り回数9回

〔国土交通省北勢国道事務所〕

◎通行規制区間及び規制基準

路線名	規制区間			気象条件			危険内容
	区間	距離標	延長 (km)	交通量 (台/日)	気象等基準値 (通行止め)	気象 観測所	
25	三重県亀山市関町萩原 ～ 三重県伊賀市柘植町	2.7 ～ 16.8	14.1	52,530	連続雨量 230mm	テレメータ 加太	落石 法面崩壊 沢崩れ

○積載車両等（特殊車両）の指導取締り
取締り予定回数 4 回

〔三重県県土整備部（道路管理課）〕

別表の異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準により、豪雨等の異常気象時に事前通行規制を実施して交通の安全を図る。

オ 地域に応じた安全の確保

〔国土交通省三重河川国道・紀勢国道〕

冬期の安全な道路交通を確保するため、迅速な除雪・凍結防止剤の散布の実施を行うとともに、「冬装備」に対する啓発活動や事務所管内における凍結・積雪に対する注意喚起を推進する。

〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕

道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

別表

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置			
			自 至	郡市 町村字 町村字		延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所 気象等観測所									
							通 行 注 意 時 間 雨 量 連 続 雨 量	通 行 止 時 間 雨 量 連 続 雨 量										
1	2	5	号	鈴 鹿	亀山市関町金場 亀山市加太市場 亀山市加太北在家	1.9	913		なし	30 100	加太市場観測所	落石、崩落 凍結、積雪	名阪〔 2 5 号 〕	A-1 B-1 C-2		S45		
2	2	5	号	鈴 鹿	伊賀市拓殖町 伊賀市上阿波	5.9	913		なし	30 100	霊山観測所 下柘植観測所	落石、崩落 凍結、積雪	名阪〔 2 5 号 〕	A-2 B-2 C-0		S61		
3	1	6	3	号	伊 賀	伊賀市上阿波	6.8	1,999		なし	35 120	川北観測所	落石、崩落 凍結、積雪	名阪〔2 5 号〕	A-5 B-0 C-3		S47	
4	1	6	5	号	伊 賀	津市美里町平木 伊賀市伊勢路	11.5	9,850		なし	35 120	阿保観測所	落石、崩落 凍結、積雪	国 道 1 6 5 号 国 道 1 6 3 号	A-5 B-1 C-1		S50	
5	1	6	6	号	松 阪	松阪市飯南町横野 松阪市飯高町森	25.6	4,525		なし	30 200	宮前観測所 森 観測所	落石、崩落 凍結、積雪	な し	A-3 B-0 C-3	5	H18	
6	1	6	9	号	熊 野	熊野市神川町神上（奈良県境） 熊野市五郷町桃崎	5.5	1,512		なし	40 150	五郷観測所	落石、崩落 凍 結	な し	A-4 B-1 C-2		S45	
7	1	6	9	号	熊 野	熊野市五郷町桃崎 熊野市神川町神上（七色ダム）	5.5	564		なし	40 150	五郷観測所	落石、崩落 凍 結	な し	A-4 B-2 C-0		H4	
8	2	6	0	号	伊 勢	度会郡大紀町錦 度会郡大紀町錦	3.9	2,421		なし	40 200	叶越観測所	落石、崩落	国道4 2 号	A-2 B-1 C-0		H12	
9	3	0	6	号	桑 名	いなべ市藤原町山口 滋賀県境（鞍掛トンネル）	6.7	806		なし	30 100	坂本観測所	落石、崩落 凍結、積雪	な し	A-4 B-0 C-2		S60	1 基
10	3	1	1	号	尾 鷲	尾鷲市九鬼町 尾鷲市名柄町	8.5	1,857		なし	40 200	三木里観測所 三木浦観測所 尾鷲建設事務所	転石、崩落	な し	A-2 B-1 C-0		S45	
11	3	1	1	号	尾 鷲	尾鷲市南浦 尾鷲市九鬼町 尾鷲市三木里町	5.8	2,539		なし	40 200	尾鷲建設事務所	落石、崩落 凍 結	な し	A-1 B-2 C-0		H4	
12	3	1	1	号	尾 鷲	尾鷲市三木里町 尾鷲市梶賀	8.5	1,857		なし	40 300	银杏観測所 梶賀観測所	落石、崩落	な し	A-2 B-1 C-1		S45	
13	3	1	1	号	熊 野	熊野市須野 熊野市大泊	19.9	1,642		なし	40 200	熊野建設事務所	落石、崩落	な し	A-2 B-0 C-4		S45	1 基
14	3	1	1	号	熊 野	熊野市紀和町矢ノ川 熊野市紀和町小栗須	1.1	2,063		なし	40 200	所山観測所	落石、崩落	な し	A-3 B-0 C-1		S47	
15	3	6	8	号	松 阪	松阪市飯南町上仁柿 松阪市飯南町上仁柿峠	4.0	1,531		なし	35 80	気 象 等 観 測 所 上仁柿観測所	落石、崩落 凍結、積雪	な し	A-1 B-0 C-1	1	S62	

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	都市 町村字 都市 町村字		延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所						
							通 行 注 意	通 行 止							
							時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量							
16	4 2 1 号	桑 名	いなべ市大安町石樽南 滋賀県境（石樽峠）		2.8	791	なし		40 200	大門観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-4 B-0 C-1	S49	
17	4 2 2 号	伊 賀	伊賀市丸柱 伊賀市諏訪		1.1	204	なし		35 120	諏訪観測所 丸柱観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-2 B-0 C-1	S47	
18	4 2 2 号	尾 鷲	北牟婁郡紀北町十須 北牟婁郡紀北町島原		4.6	1,709	なし		40 200	出垣内観測所 十須観測所	落 石、崩 落	な し	A-1 B-0 C-0	S52	
19	4 2 2 号	松 阪	多気郡大台町桧原（野又） 松阪市飯高町宮本		36.4	1,688	なし		30 150	栗谷観測所 明豆観測所 森 観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-3 B-0 C-0	S52	
20	4 2 5 号	尾 鷲	尾鷲市南浦 奈良県境		13.4	1,494	なし		40 200	尾鷲建設事務所 クチスボ観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-0 B-2 C-2	S47	
21	4 7 7 号	四日市	三重郡菰野町菰野 滋賀県境（武平トンネル）		5.2	1,379	なし		20 80	武平峠観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-1 B-1 C-0	H10	2 基
国 道 計			2 1 区 間	184.6									6		

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主 要 地 方 道

図面 対照 番号	線名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 都市 町村字 至 都市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所 気象等観測所							
						通 行 注 意 時 間 雨 量 連 続 雨 量	通 行 止 時 間 雨 量 連 続 雨 量								
22	(1 5 号) 久 居 美 杉 線	津	津市一志町井関 津市一志町井生	3.0	15,043	なし	35 120	井関観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-1 B-0 C-2		S47		
23	(1 5 号) 久 居 美 杉 線	津	津市美杉町竹原 津市美杉町八知	4.0	5,981	なし	35 120	元小西観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-3 B-0 C-2		S52		
24	(2 5 号) 南 濃 北 勢 線	桑 名	いなべ市北勢町二之瀬 岐阜県境 (二之瀬峠)	3.5	2,336	なし	— 100	田辺観測所	落 石 、 崩 落 凍 結 、 積 雪	な し	A-4 B-0 C-2		S52	1 基	
25	(2 9 号) 松 阪 青 山 線	津	津市美杉町八手俣 津市美杉町竹原	5.8	1,221	なし	40 150	君ヶ野観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-3 B-1 C-3		S50		
26	(3 0 号) 嬉 野 美 杉 線	松 阪	松阪市嬉野矢下町 松阪市嬉野小原町	6.6	1,047	なし	35 120	矢下観測所	落 石 、 崩 落 凍 結 、 積 雪	な し	A-1 B-0 C-2		S60		
27	(5 3 号) 大 台 ケ 原 線	松 阪	多気郡大台町桧原 多気郡大台町大杉 (旧大杉バス停)	5.7	622	なし	30 150	宮川ダム観測所	落 石 、 崩 落 凍 結 、 積 雪	な し	A-3 B-0 C-1	1	S52		
28	(5 3 号) 大 台 ケ 原 線	松 阪	多気郡大台町大杉 (旧大杉バス停) 多気郡大台町大杉 (第三発電所)	9.5	622	なし	20 80	宮川ダム観測所 三戸観測所	落 石 、 崩 落 凍 結 、 積 雪	な し	A-3 B-0 C-2	1	S52	1 基	
29	(3 2 号) 伊 勢 磯 部 線	伊 勢	伊勢市宇治館町 志摩市磯部町恵利原	11.5	14,189	なし	40 150	中村観測所	落 石 、 崩 落	国道4 2、1 6 7 号	A-5 B-3 C-1		S45	2 基	
30	(3 4 号) 七 色 峡 線	熊 野	熊野市井戸町瀬戸 熊野市神川町花知	11.7	2,653	なし	40 150	大峪観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-2 B-1 C-2		S47		
31	(4 0 号) 熊 野 矢 ノ 川 線	熊 野	熊野市紀和町赤木 熊野市紀和町矢ノ川	5.0	765	なし	40 200	所山観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-3 B-0 C-2		S47		
32	(4 3 号) 一 志 美 杉 線	津	津市美杉町下之川 津市美杉町下多気	7.0	965	なし	35 120	上多気観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-1 B-0 C-0		S60		
33	(8 1 号) 名 張 曾 爾 線	伊 賀	名張市中知山 奈良県境	5.7	10,160	なし	35 120	つつじが丘観測所	落 石 、 崩 落 凍 結 、 積 雪	国道3 6 8 号	A-1 B-1 C-0		S47	2 基	
34	(3 1 号) 大 台 宮 川 線	松 阪	多気郡大台町江馬 多気郡大台町栗谷口	1.9	4,417	なし	30 150	荻原観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-3 B-0 C-0		H5		
35	(5 2 号) 御 浜 北 山 線	熊 野	熊野市金山町 熊野市育生町尾川	14.6	292	なし	40 200	神木観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-2 B-0 C-2		S47		
36	(6 2 号) 御 浜 紀 和 線	熊 野	南牟婁郡御浜町阿田和 南牟婁郡御浜町上野	9.8	890	なし	40 200	阿田和観測所	落 石 、 崩 落	な し	A-1 B-0 C-1		S47		

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主 要 地 方 道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所 気象等観測所							
						通 行 注 意	通 行 止								
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量								
37	(7 0 号) 賀 田 港 中 山 線	尾 鷲	尾鷲市賀田町 尾鷲市賀田町 (42号交差点)	4.4	2,662	なし	40 300	銀杏観測所	落 石、崩 落	な し	A-1 B-1 C-0		S47		
38	(4 2 号) 津 芸 濃 大 山 田 線	伊 賀	津市芸濃町河内 伊賀市上阿波	8.9	375	なし	35 120	川北観測所	落 石、崩 落	な し	A-0 B-0 C-0		H28		
主 要 地 方 道 計			1 7 区 間	118.6								2			

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一 般 県 道（一般都道、一般道道、一般府道）

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準		気象等観測所	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)									
						通 行 注 意	通 行 止								
39	(5 1 2 号) 青 山 高 原 公 園 線	津 伊 賀	津市榑原町 伊賀市伊勢路	11.7	651	なし	40 200	阿保観測所 気象等観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-3 B-0 C-2		S60		
40	(5 6 9 号) 蓮 峽 線	松 阪	松阪市飯高町森 松阪市飯高町蓮	10.0	1,427	なし	25 100	森 観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-0 B-0 C-3	1	S47		
41	(6 6 8 号) 関 大 山 田 線	鈴 鹿	亀山市加太中在家 伊賀市上阿波	6.9	307	なし	30 100	川北観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-1 B-1 C-3		H4	1 基	
42	(7 1 0 号) 飯 南 三 瀬 谷 停 車 場 線	松 阪	松阪市飯南町向粥見 多気郡大台町佐原	9.3	1,264	なし	35 80	大台観測所 粥見観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-0 B-0 C-2	2	H3		
43	(7 3 8 号) 神 川 五 郷 線	熊 野	熊野市神川町神上 熊野市神川町神上(七色ダム)	1.0	1,356	なし	40 150	五郷観測所	落 石、崩 落 凍 結	な し	A-1 B-1 C-1		H4		
44	(7 4 0 号) 小 船 紀 宝 線	熊 野	熊野市紀和町小船 南牟婁郡紀宝町鮎田	23.1	824	なし	40 200	川原観測所	落 石、崩 落	な し	A-2 B-0 C-5		S47		
45	(6 0 3 号) 大 杉 谷 海 山 線	松 阪	多気郡大台町大杉 北牟婁郡紀北町河内	23.9	1,036	なし	20 80	宮川ダム観測所 三戸観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-2 B-1 C-3		S59		
46	(7 5 1 号) 三 戸 紀 伊 長 島 停 車 場 線	尾 鷲	北牟婁郡紀北町島原 (宮川第一発電所) 北牟婁郡紀北町島原	11.4	1,722	なし	40 200	三戸観測所	落 石、崩 落	な し	A-1 B-0 C-1		S60		
47	(7 6 0 号) 南 浦 海 山 線	尾 鷲	尾鷲市南浦 北牟婁郡紀北町便ノ山	3.2	1,054	なし	40 200	便ノ山観測所 尾鷲建設事務所	落 石、崩 落	な し	A-0 B-2 C-0		S60	2 基	
48	(7 6 2 号) 朝 明 溪 谷 線	四 日 市	三重郡菰野町千草 三重郡菰野町千草	3.3	177	なし	20 80	朝明観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-0 B-1 C-0		S61		
49	(7 8 4 号) 赤 目 掛 線	伊 賀	名張市赤目町一ノ井 奈良県境	6.2	147	なし	40 200	つつじが丘観測所	落 石、崩 落 凍 結、積 雪	な し	A-0 B-0 C-1		S51		
50	(7 7 8 号) 中 井 浦 九 鬼 線	尾 鷲	尾鷲市行野浦 尾鷲市九鬼町	10.5	968	なし	40 200	尾鷲建設事務所 行野浦観測所	落 石、崩 落	な し	A-0 B-0 C-2		S45		
51	(1 5 5 号) 海 山 尾 鷲 港 線	尾 鷲	北牟婁郡紀北町小山浦 北牟婁郡紀北町小山浦	2.9	802	なし	40 200	相賀・北浦観測所	落 石、崩 落	な し	A-0 B-0 C-0		H8		
52	(7 8 0 号) 熊 野 川 紀 和 線	熊 野	熊野市紀和町揚枝 熊野市紀和町大河内	5.4	151	なし	40 200	楊枝川観測所	落 石、崩 落	な し	A-1 B-0 C-1		H8		
53	(5 7 4 号) 九 鬼 港 線	尾 鷲	尾鷲市九鬼町 尾鷲市九鬼町	0.4	1,032	なし	40 200	尾鷲建設事務所	転 石、崩 落	な し	A-1 B-2 C-1		H9		

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一 般 県 道（一般都道、一般道道、一般府道）

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 町村字 町村字		延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所						
							通 行 注 意	通 行 止							
							時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量							
54	(7 3 7 号) 新 鹿 佐 渡 線	熊 野	熊野市新鹿町中山 熊野市新鹿町八丁坂	4.0	613	なし	40 200	新鹿観測所	落 石、崩 落	国道4 2、3 1 1 号	A-2 B-0 C-1		H12	1 基	
一 般 県 道 計			1 6 区 間	133.2								3			
都 道 府 県 道 合 計			3 3 区 間	251.8								5			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関 及び 実施方針	〔三重県教育委員会事務局（生徒指導課）〕 各学校等（小・中・義務教育学校・高等学校および特別支援学校）の児童生徒に対し、自他の生命尊重という基本理念にたつて、児童生徒の心身の発達段階や学校、家庭、地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。 学校においては、家庭および関係機関・団体と連携・協力を図りながら、児童生徒等も交通社会の一員として、交通ルールを遵守し、自己の安全のみならず、他者や地域の安全にも貢献できる健全な社会人として育成することを目標とする。また、児童生徒等が身近な交通環境におけるさまざまな危険に気づくとともに、それぞれの状況に応じて常に的確な判断のもと安全に行動できる実践的な態度や能力を養う。 〔警察本部〕 交通安全教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上のために必要不可欠であり、生涯学習として成長過程に併せて段階的・体系的に実施する。 〔三重県子ども・福祉部（子どもの育ち支援課）〕 幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標とする。保育所、認定こども園、私立幼稚園（以下「保育所等」という。）および家庭並びに地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に交通安全教育を行うことを各保育所等に通知する。 〔三重県子ども・福祉部（少子化対策課）〕 地域における児童の遊び場である児童館等において、児童の安全指導の徹底を図るよう、三重県児童館連絡協議会を通じて児童への啓発を依頼する。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示15号）に基づき、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。 〔三重県環境生活部（私学課）〕 各私立学校が適切に交通安全教育を実施できるよう、教育委員会や交通関係機関・団体等と連携し、情報提供に努める。		
	計 画 の 内 容		
	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 〔警察本部〕 (ア) 心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させるため、幼稚園、保育所、家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。 (イ) 紙芝居やDVD等、視聴覚教材を利用した幼児が理解しやすい交通安全教育を実施する。 (ウ) 保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習等の実施に努める。 〔三重県子ども・福祉部（子どもの育ち支援課）〕 通知等を通じ、保育所等に対し、幼児等への計画的かつ継続的な交通安全教育の実施について周知徹底を行う。		

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

- 三重県交通安全研修センターにおいて、発達段階に応じた「参加・体験・実践」型の交通安全教育（基本的な交通ルール等）を推進する。
- 交通安全教育指導者の養成・資質向上を推進する。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

〔三重県教育委員会事務局（生徒指導課）〕

- (7) 登下校等における交通安全指導を実施する。
 - 各学校等において、継続的な登下校時の交通安全指導の実施
 - 家庭および関係機関・団体等との連携・協力による登下校時の交通安全指導の実施
 - 学校安全ボランティアによる見守り活動の実施
- (4) 教育活動全般における自転車の安全利用を含めた交通安全教育・安全指導を実施する。
 - 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
 - 児童の発達段階に応じた交通安全教育の実施および飲酒運転防止教育の実施
 - 学級活動等における交通安全指導の実施
 - 三重県交通安全条例に基づき、自転車保険加入義務化について児童および保護者に周知
 - 道路交通法において規定されているすべての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことを児童および保護者に周知し、乗車用ヘルメットの着用を推進
- (9) 関係機関との連携のもと、交通安全啓発用資料等を作成および配布する。

〔警察本部〕

- (7) 歩行者及び自転車の運転者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路および交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標として、小学生が理解しやすい参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- (4) 安全な歩行の仕方、自転車の安全な運転等、危険の予測と回避、交通ルールの意味および必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。
- (9) 保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車運転中等に、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられよう保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。
- (1) 児童に対し「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」、「まもってくれてありがとう運動」による歩行者自らの身を守るための交通行動の定着化を図る。

〔三重県子ども・福祉部（少子化対策課）〕

児童館内の相互連携等を行う「三重県児童館連絡協議会」に対し、各児童館への児童の交通安全指導徹底の周知依頼を実施し、児童の交通安全指導について徹底を図る。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」と同じ

〔三重県環境生活部（私学課）〕

各私立学校が適切に交通安全教育を実施できるよう、教育委員会や交通関係機関・団体等と連携し、情報提供に努める。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

〔三重県教育委員会事務局（生徒指導課）〕

- (7) 登下校等における交通安全指導を実施する。
 - 各学校等において、継続的な登下校時の交通安全指導の実施
 - 家庭および関係機関・団体等との連携・協力による登下校時の交通安全指導の実施
 - 学校安全ボランティアによる見守り活動の実施

計 画 の 内 容

- (イ) 教育活動全般における自転車の安全利用を含めた交通安全教育・安全指導を実施する。
- 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
 - 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の実施および飲酒運転防止教育の実施
 - 学級活動、部活動等における交通安全指導の実施
 - 三重県交通安全条例に基づき自転車保険加入義務化について児童生徒および保護者に周知
 - 道路交通法において規定されているすべての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことを生徒および保護者に周知し、乗車用ヘルメットの着用を推進
 - 中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中等部の教職員を対象とした三重県教育委員会主催の「交通安全講習会」を実施
6月8日（月）四日市庁舎、6月15日（月）松阪庁舎、6月22日（月）県庁講堂
 - 中学生が自転車を安全・安心に利用するために、自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入および自転車ルールブックの周知

- (ウ) 関係機関との連携のもと、交通安全啓発用資料等を作成および配布する。

〔警察本部〕

- (ア) 自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全だけでなく、他の人びとの安全にも配慮できるようにするため、関係機関・団体と連携した交通安全教育を実施する。
- (イ) 関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な運転、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。
- (ウ) 自転車の携帯電話使用等のいわゆる「ながら運転」の危険性を理解させるとともに、正しい自転車の運転を身に付けさせる交通安全教育を実施する。
- (エ) 交通反則通告制度の対象となる16歳を前に同制度の導入や自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について、周知を行うとともに、基本的な交通ルールの教育を着実に推進する。
- (オ) 実写VRゴーグルを積極的に活用し、通常体験することのない交通事故を疑似体験させることで、交通ルールを周知させるほか、危険予知能力を習得させる。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」と同じ

〔三重県環境生活部（私学課）〕

各私立学校が適切に交通安全教育を実施できるよう、教育委員会や交通関係機関・団体等と連携し、情報提供に努める。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

〔三重県教育委員会事務局（生徒指導課）〕

- (ア) 登下校等における交通安全指導を実施する。
- 各学校等において、継続的な登下校時の交通安全指導の実施
 - 家庭および関係機関・団体等との連携・協力による登下校時の交通安全指導の実施
- (イ) 教育活動全般における自転車の安全利用を含めた交通安全教育・安全指導を実施する。
- 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
 - 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の実施および飲酒運転防止教育の推進
 - 学級活動、部活動等における交通安全指導の実施
 - 三重県交通安全条例に基づき、自転車保険加入義務化について児童生徒および保護者に周知
 - 道路交通法において規定されているすべての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことを生徒および保護者に周知し、乗車用ヘルメットの着用を推進
 - 三重県教育委員会主催の生徒指導担当教職員対象とした交通安全教育に係る研修会を10月6日（火）に県庁講堂で実施
 - 高校生が交通法規の遵守や交通マナーに関する意識の向上とともに自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けた効果的な取組について、意見交流を行うバイシクルサミットの実施
 - 高校生が自転車を安全・安心に利用するために、自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入および自転車ルールブックの周知
- (ウ) 関係機関との連携のもと、交通安全啓発用資料等を作成および配布する。

〔警察本部〕

- (ア) 自転車運転者、運転免許取得者として、安全に道路を通行するために必要な知識、技能を習得させることを目的とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

計 画 の 内 容

- (イ) 交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等、責任を持って行動することができるよう健全な社会人を育成するため関係機関・団体と連携し、実践的な交通安全教育の充実を図る。
- (ウ) 「セーフティバイシクル・リーダー」の取組を推進し、良好な自転車交通秩序の実現を図る。
- (エ) 教育機関等と連携し、自転車の交通反則通告制度の導入について周知を図るとともに、自転車の携帯電話使用等のいわゆる「ながら運転」の危険性を理解させる交通安全教育を実施する。
- (オ) 交通反則通告制度の導入や自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について、周知を行うとともに、基本的な交通ルールの教育を着実に推進する。
- (カ) 実写V Rゴーグルを積極的に活用し、通常体験することのない交通事故を疑似体験させることで、交通ルールを周知させるほか、危険予知能力を習得させる。
- (キ) 普通自動車免許等の仮免許取得年齢に係る制度改正について周知を図る。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

各学校が適切に交通安全教育を実施できるよう、教育委員会や関係機関・団体等と連携し、情報提供を行うとともに、三重県交通安全研修センターの利用促進に努める。

〔三重県環境生活部（私学課）〕

各私立学校が適切に交通安全教育を実施できるよう、教育委員会や交通関係機関・団体等と連携し、情報提供に努める。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

〔警察本部〕

- (ア) 運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能・特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目的とした交通安全教育を実施する。
- (イ) 安全運転管理者、運行管理者等に対する法定講習を始めとする各種講習や研修会の充実を図り、事業所における自主的な交通事故防止活動を促進する。
- (ウ) 運転者の交通マナー、安全運転意識向上のため、指定自動車教習所、三重県交通安全研修センター等、関係機関・団体と連携した交通安全教育を実施する。
- (エ) 信号機のない横断歩道における停止率の向上を図るため、「ACTION38 キャンペーン」を推進し、横断歩行者保護意識の向上を図る。
- (オ) 各関係機関・団体と連携し、自転車の携帯電話使用等の罰則強化及び酒気帯び運転の罰則創設がなされたことを踏まえ、「ながら運転」や飲酒運転の危険性を理解させる交通安全教育を実施するとともに、自転車の交通反則通告制度の導入について周知を図る。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

○三重県交通安全研修センターにおいて、「参加・体験・実践」型の交通安全教育を推進する。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

〔警察本部〕

- (ア) 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自らの安全を守る交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能および交通ルール等の習得させるよう努める。
- (イ) 指定自動車学校や自動車販売協会等と共同し、安全運転サポート車の試乗体験等を活用するなど、実車を使用した体験型教育を行って、安全運転サポート車の普及啓発に努める。
- (ウ) 運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努める。
- (エ) 高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うほか、反射材用品の貼付活動等、交通安全用品の普及を図る。

	計 画 の 内 容
	(オ) 関係機関・団体等と連携し、下記の取組をより一層効果的に推進する。 ・ 高齢者交通安全アドバイザー制度 地域における高齢者の交通事故防止対策を推進するため、交通安全協会と協力して「高齢者交通安全アドバイザー」を委嘱し、地域の高齢者宅に対する訪問指導活動等を実施する。 ・ 「高齢者交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー）」の設定 毎月15日を「セーフティー・シルバー・デー」に設定し、関係機関・団体、地域住民と連携した保護誘導活動を推進するとともに、高齢者が多数訪れる商業施設等において広報啓発活動を推進する。 (カ) 横断歩道におけるルールの遵守意識の向上に係る取組を推進する。 (キ) 視野障害対策装置（VRゴーグル）により、視野等の眼の健康状態を簡易的に確認させ、自身が見えにくい部分を認識させる。 (ク) 高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努める。
	〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 ○ 三重県交通安全研修センターにおいて、「パークアンドバスライド・シニアラーニング」等の「参加・体験・実践」型の交通安全教育を推進する。 ○ 安全運転サポート車の情報提供など高齢運転者の安全運転継続に向けた啓発、自転車運転者としての「参加・体験・実践」型の啓発とともに、運転免許自主返納制度・運転免許証自主返納サポートみえの周知を図る。
キ	障がい者に対する交通安全教育の推進 〔警察本部〕 (ア) 交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、福祉活動等の機会を利用して、きめ細かい交通安全教育を実施する。 (イ) 障がい者に付き添う介護者等に対し、障がい者を保護する立場にある者として交通安全教育を実施する。 (ウ) 歩行者、車椅子利用者、電動車椅子に対し、その利用者等の態様に応じたきめ細かい交通安全教育を実施する。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 三重県交通安全研修センターにおいて、障がい者を対象とした、きめ細かい交通安全教育を推進する。
ク	外国人に対する交通安全教育等の推進 〔警察本部〕 (ア) 基本的な交通ルール普及のための交通安全教育を推進する。 (イ) 自国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を実施する。 (ウ) 歩行者、自転車利用者、運転者向けの外国語によるパンフレット等を作成し、基本的な交通ルール、交通事故時の対処方法等に関する知識等を習得するための交通安全教育を実施する。 (エ) 交通ルールの普及のため、外国人向けのインターネットサイト等に交通安全情報の掲載や、チラシの配布により情報発信を図る。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 三重県交通安全研修センターにおいて、外国人（ドライバー、歩行者、自転車運転者）を対象に「参加・体験・実践」型の交通安全教育を推進する。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関 及び 実施方針	【警察本部】 受講者が交通安全に必要な知識及び技能を確実に習得できるよう、交通安全教育用資機材を有効活用し、交通事故実態に即した参加・体験・実践型の教育手法を積極的に取り入れる。 【三重県環境生活部（くらし・交通安全課）】 三重県交通安全研修センターにおいて、事業所等の自主的な交通安全教育を行う指導者等を養成するとともに、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象に「参加・体験・実践」型の交通安全教育を行う。		
計 画 の 内 容			
【警察本部】 参加・体験・実践型教育の推進等 ○ 交通総合分析システムを活用して、交通事故の実態を的確かつ詳細に分析し、得られた結果に即した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 ○ 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた効果的な交通安全教育を実施するため、交通安全教育指導者の養成に努める。 ○ 歩行環境シミュレーター、自転車シミュレーター、飲酒体験ゴーグル等、交通安全教育資機材を有効に活用した交通安全教育を実施する。 ○ 特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクに関する交通ルールについて、利用者に対し関係機関や関係事業者等と連携して、交通安全教育を推進する。 また、特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクによる悪質・危険な運転行為や、保安基準等不適合車両に対する取締りを推進し、特定小型原動機付自転車運転者講習の運用による集中的な交通安全教育を実施する。 ○ ウェブサイトやSNS等の各種媒体を積極的に活用した交通安全教育や広報啓発活動を実施する。 【三重県環境生活部（くらし・交通安全課）】 三重県交通安全研修センターにおいて、「参加・体験・実践」型の交通安全教育を実施する。 ○運営方針 ・地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていく ・「参加・体験・実践」型の交通安全教育の重要性を周知し、利用拡大を図る ・施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通安全教育の充実を図る ○目標数値 ・利用者数 5,500人 ・指導者養成・資質向上講座受講者数 2,000人 ・高齢者研修受講者数 600人 ・未就学児及び小中学生受講者数 700人 ・利用者の満足度 95%以上 ○交通安全教育DVD等を民間事業者・団体等に貸し出しを行う。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 高齢死者の割合が5割を超え、飲酒運転による交通事故も後を絶たないことから、交通安全運動を始めとしたあらゆる機会を通じて交通安全に関する広報啓発活動を展開することで、交通安全思想の普及徹底を図る。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける。		
計 画 の 内 容			
ア 交通安全運動の推進 〔警察本部〕 (7) 四季の交通安全運動における重点等に沿った対策を積極的に実施し、地域における交通安全思想の普及を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進する。 (イ) 毎月11日の「交通安全の日」には、関係機関・団体と連携し、通学路等における保護誘導活動を実施する。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 三重県交通対策協議会を構成する各団体や行政機関等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。 ○期間を定めて行う運動 年間運動 思いやりとゆずりあい交通事故をなくす年間運動 ・ 期間 1月1日から12月31日まで ・ スローガン やさしさが、安全つなぐ 三重の道 ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～ ・ 重点目標 こどもと高齢者の交通事故防止 横断歩道における歩行者優先の徹底 歩行者の交通ルール遵守の徹底 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転の根絶 自転車・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進 夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯の推進 反射材用品の普及促進 ○日や時期を定めて行う運動 ・ 交通事故死ゼロを目指す日 全国交通安全運動期間中に実施予定 ・ 交通安全の日 毎月11日 ・ 高齢者交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー） 毎月15日 ・ 自転車安全対策強化日（セーフティー・バイシクル・デー） 毎月第一月曜日 ・ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日 12月1日 ・ 夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動 10月1日（木）～12月31日（木） ○交通安全広報の推進 ・ 四季の交通安全運動実施中に、懸垂幕、横断幕、のぼり旗等の掲出 ・ ポスター、チラシ等の掲示・配布 ・ テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを活用した広報の実施			

イ 歩行者の安全確保

〔警察本部〕

- (7) 信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、「ACTION38 キャンペーン」、「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」などの取組を推進し、運転者と歩行者双方に横断歩道における交通ルールの徹底を図る。
- (4) 反射材用品等の普及を図るため、四季の交通安全運動や交通安全教育の際に視認効果や使用方法等についての理解を深め、その着用促進を図る。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

四季の交通安全運動等や三重県交通安全研修センターでの「参加・体験・実践」型の交通安全教育を通じて、反射材の視認効果、使用方法等について、広報啓発を実施した。

ウ 自転車の安全利用の推進

〔警察本部〕

- (7) ○ 毎月第1月曜日を「自転車安全対策強化日（セーフティー・バイシクル・デー）」に設定し、自転車の安全利用の推進を図る。
- 自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。
- 「自転車指導啓発重点地区・路線」対策等を通じて、自転車が車両であることの正しい認識、交通ルール・マナーの遵守、歩行者保護の精神について、継続的な街頭指導、交通安全教育、広報啓発により自転者の安全利用を推進する。
- 街頭指導や幅広い広報媒体を活用して、自転車利用者による携帯電話使用等のいわゆる「ながら運転」の罰則強化や酒気帯び運転の罰則創設、自転車の交通反則通告制度の導入について周知を図る。
- 夜間における事故防止のための前照灯の点灯の徹底及び反射材用品の取付け促進を図り、自転車の視認性の向上を図る。
- ヘルメット着用の努力義務化に伴って自転車事故の実態やその被害軽減効果等についての広報啓発を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対してヘルメットの着用を推奨する。
- 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のヘルメット及びシートベルトの着用促進について、保護者を対象とした広報啓発を推進する。
- 交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車運転者に対し、自転車運転者講習の制度を適切に運用して交通ルールの周知徹底を図る。
- 県内の高等学校に在学する生徒を「セーフティ・バイシクルリーダー」に委嘱し、良好な自転車交通秩序の実現に向けた取組を推進する。
- (4) 自転車の交通安全教育について優れた取組を行っている民間事業者等をウェブサイト上に公開する「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」を活用し、民間事業者等による自転車の交通安全教育の充実化を図る。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

- 三重県交通安全研修センターでの「参加・体験・実践」型の交通安全教育を通じて、自転車の安全利用を推進する。
- 四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、乗車用ヘルメットの着用効果に対する理解と道路交通法改正にともなう全世代の乗車用ヘルメットの着用努力義務化について、チラシ・ラジオ・イベント等を通して広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図る。
- 自転車等の安全利用を促進するため、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定に向けた検討を行う。

エ 自動車（二輪車を含む）の安全運転の推進

〔中部運輸局三重運輸支局〕

春・秋の全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検において、運送事業者に対するシートベルトの着用について啓発するとともに、旅客運送事業者については、乗務員から乗客に対して、シートベルトの確実な着用を促す呼びかけを行うよう、指導を行う。

〔警察本部〕

- (ア) 妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことの必要性や、妨害運転を受けた場合の対応等について広報啓発を実施する。
- (イ) ハンドルキーパー運動を推進し、地域、職域における飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図るほか、「ハンドルキーパー運動推奨店・事業所」を指定し、酒類の販売業者、酒類を提供する飲食店や企業・事業所に対する飲酒運転防止のための取組を要請する。
- (ウ) 「ながらスマホ」の危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進する。
- (エ) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進する。
- (オ) 「チャイルドシート使用推進モデル幼稚園（保育園）」を指定するほか、保育所、保護者等を対象とした交通安全教室等において、交通安全アドバイザー等による幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な着用方法についての実演指導を実施する。
- (カ) 高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度が引き上げられたことについて、幅広く交通ルール等の周知徹底を図るとともに、高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため広報啓発を推進する。
- (キ) 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進する。
- (ク) 乗用型トラクターの交通事故を防止するための広報啓発を実施する。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

- (イ) ○ 平成25年7月1日施行（一部は平成26年1月1日施行）された「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」及び同基本計画（第4次）を踏まえ、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶に向けた活動を推進する。
 - 12月1日の「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」をはじめ、四季の交通安全運動等を通じて、飲酒運転根絶を県民に広く周知する。
 - コンビニや飲食店等の酒類購入・消費が想定される場面や、飲酒運転につながる可能性のある場において、飲酒運転は悪質・危険な犯罪であることを伝える啓発ポスター等を掲出することにより、規範意識の定着を図る。
- (イ) ○ 三重県交通安全研修センターでの「参加・体験・実践」型の交通安全教育を通じて、シートベルトの正しい着用の徹底を推進する。
 - ・〈屋内〉シートベルト・エアバッグの重要性体験
 - ・〈屋外〉実車運転による急ブレーキ体験、正しい運転姿勢の確認
- 四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、シートベルトの着用効果に対する理解と着用の励行について、広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図る。
- (オ) 各種活動を通じて、チャイルドシートの使用効果に対する理解と使用の励行を推進する。

オ 新しい小型モビリティの安全対策

〔警察本部〕

- (ア) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、利用者に対し、関係機関や関係事業者等と連携して、交通安全教育を推進する。
- (イ) ペダル付き電動バイクに関する交通ルールについて、利用者に対し、関係機関や関係事業者等と連携して、交通安全教育を推進する。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

- (ア) 特定小型原動機付自転車の安全利用について、チャンネル三重県等を活用し、広報を図る。また、自転車および特定小型原動機付自転車の安全利用を促進するため、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定に向けた検討を行う。

計 画 の 内 容
カ その他 〔警察本部〕 交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオやSNSを含めたインターネット等のあらゆる広報媒体を活用して、交通事故等の実態をふまえた広報等具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を行う。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 (7)○ 四季の交通安全運動をはじめ、各種交通安全啓発の実施にあたっては、新聞をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用して、時機を逸しないタイムリーな広報を実施する。 ○ 「自転車のヘルメット着用」、「飲酒運転根絶」等のテーマについて、さまざまな媒体を活用した広報啓発を実施する。 (4)○ 交通死亡事故が多発した時は、交通死亡事故多発警報・非常事態宣言を発令し、地域住民に注意を喚起する。 ○ 高齢運転者の対策として、安全運転サポート車の普及啓発など高齢運転者の安全運転継続に向けた啓発とともに、運転免許自主返納制度・運転免許証自主返納サポートみえの周知を図る。

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関 及び 実施方針	〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）、警察本部、中部運輸局三重運輸支局〕 民間団体の交通安全に関する主体的な活動を促進するため、交通安全指導者の養成・資質向上に必要な情報提供等を行う。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局三重運輸支局〕 各自動車関係団体に向けて、助言・資料等の提供をはじめ、交通安全運動への積極的な参加協力要請や事故防止などに関する指導を行う。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 ○ 三重県交通安全研修センターの活用 民間団体の主体的な交通安全教育の促進を図るため、三重県交通安全研修センターにおいて、地域、職域等における交通安全教育指導者の養成・資質向上研修を行う。 ○ DVDの貸出 三重県研修センターにおいて、各事業所等における自主的な交通安全教育の実施を支援するため、交通安全教育DVDの貸出を行う。 〔警察本部〕 ○ 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助ならびに交通安全に必要な資料の提供活動を充実し主体的、継続的な活動を促進する。 ○ 地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、四季の交通安全運動等の機会を利用して働きかける。 ○ 三重県交通安全研修センターを活用し、地域の状況に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、民権団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動を促進する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
実施機関 及び 実施方針	〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 交通安全思想の普及にあたっては、関係機関・団体との連携を密にし、地域、職場、家庭での主体的な交通安全意識の高揚のための取組を推進する。 〔警察本部〕 国、県、市町、県民、事業者等が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に応じた身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。		
計 画 の 内 容			
〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 陸上交通安全に関わる民間事業者団体や行政機関で構成する「三重県交通対策協議会」を県における交通安全対策の基幹組織として、関係機関・団体等がそれぞれ連携して交通安全対策を推進する。 〔警察本部〕 地域の交通安全への住民等の理解に資するため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検、市町交通安全計画の積極的活用・広報等のほか、交通安全の取組に地域住民等の意見を積極的にフィードバックする。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(1)運転者教育等の充実
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 安全運転に必要な知識及び技能を身につけた上で、安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させる教育を行う。そのため、指定自動車教習所に対する指導監督を行い、教習指導員及び技能検定員の質的向上を図るとともに、最新の交通情勢等の安全運転に資する情報を提供し、取得時講習、更新時講習等各種講習内容の充実を図る。 〔自動車安全運転センター三重県事務所〕 自動車安全運転センターが行う通知、証明および調査研究業務を通じて、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。 安全運転中央研修所における実践的な運転研修を通じて、専門的な交通安全知識と高度な運転技能を備えた指導者や職業運転者を育成するため、県内の企業・団体等に安全運転中央研修所の利用を働きかける。 〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全および利用者の保護を図る。		
計 画 の 内 容			
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 〔警察本部〕 (7) ○ 教習所において現場点検・指導を行い、教習指導員及び技能検定員の資質の向上に努める。 ○ 指定自動車教習所に対し、総合（定期）検査、随時検査、技能検定の立会、学科試験合格者を対象とした抽出検査を実施して、結果に基づいた指導による教習・検定水準の維持向上を図る。 (4) 指導員研修会の機会や教習所に赴く等して、最新の交通情勢等の安全運転に資する情報を提供し、講習内容の充実に努める。			
イ 運転者に対する再教育等の充実 〔警察本部〕 各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員に対する指導を行い、現場指導を強化して指導能力の向上、講習内容及び講習方法の充実を図る。 特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消処分者講習や停止処分者講習の飲酒学級の充実に努める。			
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 〔警察本部〕 運転適性検査により、受講者の運転適性を診断した上で、必要な個別的指導を実施して運転特性の矯正を図り、悪質・危険な運転者の再教育に努める。			
エ 二輪車安全運転対策の推進 〔警察本部〕 取得時講習、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。 また、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努めるなど交通安全意識の醸成を図るため、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進する。			

オ 高齢運転者対策の充実

〔警察本部〕

- (ア) 高齢者講習の効果的実施に努め、特に実車指導における評価の手法を充実させるなど、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的かつ効率的な教育に努める。
また、運転技能検査が適正かつ円滑に運用されるよう実施機関に対する指導等を行う。
- (イ) ○ 申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、自動車の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を推進する。
○ 運転免許証の自主返納者等の要望による福祉関係者等への情報提供制度を円滑かつ適切に運用する。
○ 認知機能検査、交通事故捜査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。
○ 臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。
- (ウ) 運転技能に着目したきめ細かな運転技能検査を実施するとともに、より効果的かつ効率的な教育に努める。
- (エ) ○ 申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、自動車の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を推進する。
○ 運転免許証の自主返納者等の要望による福祉関係者等への情報提供制度を円滑かつ適切に運用する。

〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕

三重県交通安全研修センターにおいて、「パークアンドバスライド・シニアラーニング」等による高齢者重点プログラムを実施する。

カ 外国人運転者対策の強化

〔警察本部〕

- 外国語による交通安全啓発動画及びリーフレットを作成し、交通安全教育や広報啓発の場で活用することにより、外国人が当事者となる交通事故の防止を図る。
- 外国人が円滑に運転免許を取得できる環境を整備するため、多言語による運転免許学科試験の充実を図るとともに、外国の運転免許から日本の運転免許に切り替える、いわゆる「外免切替」についても厳正、かつ、適正な業務の推進に努める。
- 外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化する。

キ 自動車安全運転センターの業務の充実

〔自動車安全運転センター三重県事務所〕

- (ア) ドライバーに対する累積点数の通知警告によって法令の遵守を喚起し、安全運転の励行を促す。
- (イ) 無事故・無違反証明書および運転記録証明書によるSDカードの普及を図り、運転者の安全意識の高揚を図る。
- (ウ) 広く県民が楽しく安全運転を実践でき、交通安全意識の高揚に効果的な「無事故・無違反チャレンジ123」の広報および参加拡大を関係事業所・団体に勧奨する。
- (エ) 運転記録証明書を活用した運転者管理など、職域等の交通安全施策の導入を啓発する。
- (オ) 安全運管理者および高度な知識・技能安全運転の知識や技術を必要とする運転者に対し、「安全運転中央研修所」における研修受講の促進を図る。

ク 自動車運転代行業の指導育成等

〔警察本部〕

「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、安全運転管理者等講習や立入検査を通じて自動車運転代行業の健全育成を図る。

〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕

自動車運転代行業者に対し、事業認定の際の損害賠償措置が講じられていることを確認するとともに、すでに事業を行っている事業者に対しても、立入検査を実施するなどし、損害賠償措置が適正に講じられているかを確認する。

ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
〔中部運輸局三重運輸支局〕

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させ、運転者の運転適性に応じた安全運転教育が必要なことから、国土交通省の認定機関が実施している適性診断の積極的な受診を促進する。

コ 危険な運転者の早期排除
〔警察本部〕

将来における道路交通の危険を防止するという目的を達成するため、事実認定した交通違反、交通事故に法令を適用し、免許の停止又は取消し等の行政処分を早期に執行することで危険運転者の排除に努める。また、特定の重大な事故を起こした運転者が、継続して運転することがないようにするため、仮停止制度の積極的な運用を行う。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(2) 飲酒運転防止対策の充実
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部、三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転0（ゼロ）をめざして効果的な広報啓発活動を行うとともに飲酒運転違反者等に対する再発防止対策やアルコール問題対策などに取り組む。 〔三重県医療保健部（健康推進課）、三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 アルコール依存症の診断及び治療の実績等を勘案して医療機関を指定し、飲酒運転違反者に対する再発防止対策として、アルコール依存症に関する受診勧告を行う。		
計 画 の 内 容			
ア 飲酒運転（再発）防止に関する普及啓発 〔警察本部〕 市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転根絶のため効果的な広報啓発活動を実施するほか、飲酒運転違反者に対する再発防止教育、アルコール問題対策など総合的な施策、取組を推進する。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 「飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」を中心とし、県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着の促進を徹底し、これまでの取組に加えて、飲酒運転事故等の発生状況の分析をふまえながら、酒類を販売する店舗等における啓発など、場面に応じた効果的な取組を強化する。			
イ 飲酒運転とアルコール問題相談窓口の設置 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 「飲酒運転防止（飲酒運転とアルコール問題）相談窓口」を設置して飲酒運転違反者やその家族等からの相談に応じ、アルコール依存症に関する受診促進につなげるとともに必要な情報の提供に努める。			
ウ 飲酒運転防止のための講習 〔警察本部〕 常習飲酒運転者対策の一環として、飲酒運転の危険性を理解させる取消処分者（飲酒）講習及び停止処分者講習（飲酒学級）において、個々の運転適性診断結果に基づく講習を実施するとともに、アルコール依存症の疑いのある者については、受診勧奨に努める。			
エ 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務 〔三重県医療保健部（健康推進課）〕 飲酒運転違反者が受診できる指定医療機関の増加をめざして、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に係る医療機関指定等実施要綱第4条第5項の規定に基づく指定のための医師研修を実施し、より容易に受診できる環境を整備するとともに、飲酒運転違反者への再発防止教育やアルコール依存症と診断された者の治療が継続されるよう指定医療機関等との連携を行う。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 飲酒運転違反者に対して、指定医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受け、また、診断を受けた旨の報告をするよう通知する。 60日以内に受診報告をしない当該飲酒運転違反者への受診勧告及びそれに応じない違反者への再勧告を行う。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(3)運転免許業務の充実
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 運転免許事務の見直し・検討・合理化の促進、運転免許に関する手続の簡素化により免許更新申請者等の負担軽減を推進し、県民の立場に立った運転免許業務を行うために必要な措置を講じる。		
計 画 の 内 容			
〔警察本部〕 ○ 高齢運転者等の運転免許証の自主返納の促進を図るため、交番、駐在所での受理の推進など、個々のニーズに応じた自主返納しやすい環境の整備に加え、サポートカー限定免許などの新制度について広報啓発に努める。 ○ 障がい者等の利用者の負担軽減や利便性に配慮した応接、設備の整備に努める。 ○ 病気や身体の障害等のほか、運転に不安を感じる者への安全運転相談の充実に努める。 ○ 令和7年3月24日から運用が開始されたマイナンバーカードと運転免許証の一体化について、県民への周知を図るとともに、関連業務の円滑な運用に努める。 ○ オンライン講習について、内容をアップデート等、動画の適正管理に努めるとともに、ホームページ等の広報媒体を通じて受講方法等を周知し、円滑な実施を図る。 ○ 外国人が円滑に運転免許を取得できる環境を整備するため、多言語による運転免許学科試験の充実に努めるとともに、外国の運転免許から日本の運転免許に切り替える、いわゆる「外免切替」についても厳正、かつ、適正な業務の推進に努める。 ○ 運転免許を保有する外国人が運転免許の更新及び記載事項変更を行う際に、住所及び在留資格の確認を厳格に行うとともに適正な業務の推進に努める。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(4)自動運転等の安全の確保と支援
実施機関 及び 実施方針	【警察本部】 自動運転等の安全の確保のため、特定自動運行許可制度、実証実験に係る道路使用許可申請及び遠隔操作型小型車の届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。		
計 画 の 内 容			
ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等 【警察本部】 ○ 特定自動運行許可申請に対して、関係機関等と連携し、実施主体に対する適切な助言・指導を行う。 ○ 自動走行システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する適切な助言・指導を行う。			
ウ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援 【警察本部】 ○ 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に係る公安委員会への届出に対する適切な助言・指導を行い、届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(5)安全運転管理の推進
実施機関 及び 実施方針	【警察本部】 安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実し、事業所における安全運転管理体制の強化と交通安全意識の向上に努める。 安全運転管理者等の未選任事業所の把握・解消に努め事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、アルコールチェックの義務化など安全運転管理業務の徹底を図る。		
計 画 の 内 容			
【警察本部】 ○ 事業所に対し、安全運転管理者を中心とした交通安全対策部会等の設置を呼び掛け、事業所の自主的な交通安全対策の促進を図る。 ○ 安全運転管理者等選任事業所に対する法定講習の講習効果を上げるため、事業所の規模、管理者の経験別による講習を実施する。 ○ 安全運転管理推奨像制度の充実に努め、事業所の自主的な交通安全活動を促進する。 ○ 事業活動に伴う交通事故防止等の運転者管理を徹底するために、ドライブレコーダー等安全運転の確保のための機材普及を働き掛け、ドライブレコーダー等によって得られた映像を基に、身近な道路に潜む危険や日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。 ○ 車両の運転前後におけるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認義務に関する指導を強化する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(6) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 令和3年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2025」に代わる新たなプランとして、「事業用自動車総合安全プラン2030」を令和8年3月に策定し、令和12年までの事業用自動車の事故による24時間死者数を225人以下、重傷者数を1,740人以下、人身事故件数を16,500件以下とする新たな目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、国土交通省・事業者など関係者一丸となって、着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。 〔自動車事故対策機構三重支所〕 自動車運送事業等に従事する運転者に対し、心理、生理の両方から各種の診断により個人の特性（癖）を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行う。 自動車運送事業の運行管理者になろうとする者に対し、必要な法令・実務等の基礎知識を習得させる講習（基礎講習）、および既に運行管理者になっている者に対し、運行の安全確保に関する業務の充実を図る講習（一般講習）、重大事故等又は法令違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対し、事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習（特別講習）を行う。		
計 画 の 内 容			
ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 〔中部運輸局三重運輸支局〕 運輸事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、令和3年度末までに全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認した。また、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」の場づくりを図っていく。さらに運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設、これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充を図る。支局においては第一当死亡事故を惹起した事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、中部運輸局自動車交通部が実施する一定以上の車両を保有する事業者への評価に参加する。 〔自動車事故対策機構三重支所〕 (7) 自動車運送事業者等に対する適性診断の実施（6,000人を予定） ○バス (600人) ○ハイタク (300人) ○トラック (4,900人) ○その他（自家用） (200人) (イ) 運転安全マネジメント実施体制の充実・強化を支援するための講習会の開催 ○運輸安全マネジメントに係る講習会（3回を予定） (ウ) 運行管理者等に対する指導講習の実施 ○基礎講習 (6回 320人を予定) ・ バス (30人) ・ ハイタク (20人) ・ トラック (270人) ○一般講習 (21回 760人を予定) ・ バス (70人) ・ ハイタク (50人) ・ トラック (640人) ○特別講習 (2回を予定)			

イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
〔中部運輸局三重運輸支局〕

自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施する。特に貸切バス事業者については、軽井沢スキーバス事故を受けて新たに講じられた再発防止対策等を踏まえ、法令違反を早期に是正させるとともに、改善が見込まれない場合には、事業からの退出など厳しい処分を課すことにより、監査・処分等の実効性向上を図る。

あわせて、事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止、運転中の携帯電話等の使用禁止、あおり運転の悪質性・危険性について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や臨店監査、全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の普及推進
〔中部運輸局三重運輸支局〕

国土交通省では、令和2年度（2020年度）に運行管理高度化検討会（現：運行管理高度化ワーキンググループ）を立ち上げて以降、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に向け、ICTを活用した点呼業務の効率化に向けた検討を行い、遠隔点呼及び自動点呼の実施を可能とするための制度を整備したところである。

三重運輸支局においては、講習会や臨店監査等の機会を活用し、事業者や運行管理者等に対し、遠隔点呼及び自動点呼の導入に向けた周知を行う。

また、自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待される場所、特に衝突被害軽減ブレーキは、トラック、バス及びタクシーにおいて死傷事故の多数を占める追突事故の抑止等に大きな安全効果が見込まれるものであり、自動車ユーザーに対して、正しい使用方法の周知を一層促進する。

エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策
〔中部運輸局三重運輸支局〕

運転者の健康状態に起因する事故報告件数は近年増加傾向にあり、令和6年（2024年）には398件発生している。これらの健康起因事故を発生させた運転者の年齢層は令和6年（2024年）では、乗合バスが55～59歳、貸切バス、ハイヤー・タクシーは65歳以上、トラックでは60～64歳と、高齢層に多いことが判明している。また、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づく事故報告によると、事故件数全体のうち、雇い入れ後1年未満の運転者が事故を生じさせた比率は、貸切バス及びタクシーにおいて顕著であり、貸切バスでは4.8%（令和3年度）から9.1%（令和6年度）、タクシーでは4.0%（令和3年度）から13.1%（令和6年度）と上昇している傾向が見受けられる。

上記の状況を踏まえ、講習会や臨店監査等の機会を活用し、事業者や運行管理者等に対し、特に高齢・初任運転者に対する特別な指導・監督や適正診断の受診を徹底するよう、指導を行う。

オ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等をふまえた交通事故防止対策
〔中部運輸局三重運輸支局〕

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案をふまえた対策
〔中部運輸局三重運輸支局〕

事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っているところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進
〔中部運輸局三重運輸支局〕

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」で推奨している睡眠時無呼吸症候群、脳疾患、心疾患等の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査について、自動車運送事業における実態把握等を行い、その普及を図るため方策を周知する。

	計 画 の 内 容
ケ	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 〔中部運輸局三重運輸支局〕 重大事故を引き起こした事業者等、輸送の安全励行に向け事業者に対し立ち入り監査等を実施し、悪質な事業者に対して厳正な処分を行うとともに、労働基準等の関係法令の遵守及び運行管理の徹底指導を行った。 また、貨物自動車運送事業については、貨物自動車運送適正化事業実施機関と連絡会議を開催し、過労運転、過積載運行の防止など情報の共有化を図り、輸送の安全を確保するための指導強化を図る。
ケ	自動車運送事業安全性評価事業の促進等 〔中部運輸局三重運輸支局〕 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Ｇマーク制度）の普及を更に促進する。 くわえて、公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(7)交通労働災害の防止等
実施機関 及び 実施方針	〔三重労働局・各労働基準監督署〕 労働者に自動車等の運転を行わせる事業場の自主的な安全衛生管理の促進及び自動車運転者の労働時間等の改善により、交通労働災害の防止を図る。		
計 画 の 内 容			
ア 交通労働災害の防止 〔三重労働局・各労働基準監督署〕 (ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・啓発を図り、自動車運転者や労働者に自動車等の運転を行わせる事業者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を促進する。 (イ) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく労働災害防止対策が効果的に実施されるよう、関係各機関と連携の上、労働者に自動車等の運転を行わせる事業場に対し、集団指導等を実施する。			
イ 運転者の労働条件の適正化等 〔各労働基準監督署〕 (ア) 自動車等を運転する労働者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図るため、労働者に自動車等の運転を行わせる事業場に対し、臨検監督等を実施する。（労働基準法、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行確保関係） 〔三重労働局・各労働基準監督署〕 (イ) 関係行政機関（三重運輸支局）と相互連絡会議を開催する。 また、労働者に自動車等の運転を行わせる事業場に対し、合同で監査・監督指導を実施する。 監査・監督結果に基づく相互通報制度を的確に運用する。 〔三重労働局〕 (ウ) 労働者に自動車等の運転を行わせる事業場が自主的に労務管理の改善を行うよう、労働時間管理適正化指導員の個別訪問（指導・助言等）を実施する。 (エ) 旅客運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における指導講習会に職員等を派遣し、労働基準法等関係法令の周知を図る。 (オ) 関係行政機関及び業界団体等で構成する地方協議会において、貨物自動車運送事業における長時間労働の抑制を実現するための環境整備等を図る。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(8) 道路交通に関連する情報の充実
実施機関 及び 実施方針	〔津地方気象台〕 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供を図る。		
計 画 の 内 容			
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 消防法で規定される危険物取扱者保安講習等を通じ、危険物取扱者に対して安全移送の確保と関係法令の順守と併せて、「イエローカード」の携行を指導する。			
ウ 気象情報等の充実 〔津地方気象台〕 防災情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。			
(ア) 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。			
(イ) 地震・津波の監視・警報体制の整備等 地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震・津波に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。 ○緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 ○津波警報等の確実な運用			
(ウ) 情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。 ○気象特別警報・警報・予報等 ○緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等 ○南海トラフ地震臨時情報等 また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。			
(エ) 気象知識等の普及 防災気象情報が令和8年出水期より変更となることから、運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の利活用に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	4 車両の安全性の確保	種別	(2)自動車の検査および点検整備の充実
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 車両の安全性の確保については、自動車の検査および点検整備の充実を図る。		
計 画 の 内 容			
ア 自動車の検査の充実 〔中部運輸局三重運輸支局〕 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。			
イ 自動車点検整備の充実 〔中部運輸局三重運輸支局〕 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を展開するとともに、令和2年度から車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（軽自動車、二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（全面ガラス無）を除く。）について、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど実施しているが、引き続き自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。 また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	4 車両の安全性の確保	種別	(3)リコール制度の充実・強化
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車整備事業者や自動車ユーザーから不 具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高める ためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局三重運輸支局〕 ○ 自動車不具合ホットラインを積極的にPRするとともに、情報収集体制の強化を図る。 ○ 自動車整備事業者に対する監査などにおいて、リコールにつながるような不具合情報の収集を積極的 に図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	4 車両の安全性の確保	種別	(4)自転車の安全性の確保
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 自転車の夜間における交通事故防止のため、灯火の取付けの徹底と反射材用品等の普及促進を図る。		
計 画 の 内 容			
〔警察本部〕 5月の自転車月間や毎月第1月曜日の「自転車安全対策強化日（セーフティー・バイシクル・デー）」等の機会を活用し、自転車利用者に対して、定期的な点検整備や正しい利用方法等の指導を行うとともに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付け整備の徹底とライトの点灯、運転者からの発見を早めるための反射材用品等の普及促進を図る。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	5 道路交通秩序の維持	種別	(1) 交通指導取締りの強化等
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。		
計 画 の 内 容			
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 〔警察本部〕 (ア) 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、交通事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、ながらスマホ、飲酒運転等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 また、可搬式速度違反自動取締装置の効果的な運用を図る等、生活道路における事故多発地点等を重点とした交通指導取締りを推進する。 交通事故による被害の防止・軽減を図るため、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用に向けた交通指導取締りを推進する。 (イ) 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底する。 (ウ) いわゆる白タク・白トラ行為については、関係機関の連携の下、抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有、取締り等を推進し、効果的に白タク・白トラ行為の排除を図る。 (エ) ○ 自転車利用者による交通違反に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙を行う。 ○ 運転免許を保有する自転車運転者が重大な交通事故や悪質・危険な交通違反を犯した行為については、総合的に判断して、「危険性帯有」に該当する場合には、機を逸せず点数制度によらない行政処分である免許停止処分を執行する。 (オ) ○ 特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを推進する。 ○ 運転免許を保有する特定小型原動機付自転車運転者が重大な交通事故や悪質・危険な交通違反を犯した行為については、総合的に判断して、「危険性帯有」に該当する場合には、機を逸せず点数制度によらない行政処分である免許停止処分を執行する。 (カ) ペダル付き電動バイクについて、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを推進する。			
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 〔警察本部〕 交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。 また、速度超過、通行帯違反、携帯電話使用等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点とした取締りを推進する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	5 道路交通秩序の維持	種別	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 交通事故事件等については、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底や捜査力を強化するとともに、科学的捜査を支える装備資機材等を積極的に活用して、適正かつ緻密な捜査を推進する。		
計 画 の 内 容			
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 〔警察本部〕 交通事故事件の中で、特に、飲酒運転、信号無視、無免許運転等が疑われるものについては、一般的に交通事故に適用される過失運転致死傷罪より罰則の重い危険運転致死傷罪や過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等の立件を視野に入れ、組織的かつ重点的な捜査を徹底する。			
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 〔警察本部〕 ○ 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実を図るとともに、研修等により交通捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。 また、訪日外国人観光客を対象とした白タク事件、自動車等の使用者による悪質違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件について、厳正な捜査を推進するため、捜査員に対する指導教養を実施する。 ○ 自動車保険金詐欺、共同危険行為等の交通特殊事故事件等により、匿名・流動型犯罪グループに該当する可能性のある集団や個人、それらが関わる事件に関する情報収集に努め、入手、把握した際は、遅滞なく関係所属に通報し、匿名・流動型犯罪グループの実態解明を推進する。			
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 〔警察本部〕 交通事故の現場見取図の作成に活用する小型無人機（ドローン）や3Dレーザースキャナ、ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等の更なる活用を図り、客観的証拠に基づいた科学的な交通事故事件の捜査を推進する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	5 道路交通秩序の維持	種別	(3) 暴走族等対策の推進
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点の実施等により、不正改造車の排除を徹底する。 また、不正改造を行った自動車分解整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。 〔警察本部〕 暴走族および違法行為を敢行する旧車会員による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体と連携し、暴走族対策の強化を図る。		
計 画 の 内 容			
ア	暴走族追放気運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実 〔警察本部〕 暴走族追放気運を高揚させるため、広報活動を積極的に行う。		
イ	暴走行為阻止のための環境整備 〔警察本部〕 暴走族等及び群衆をい集させないための環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体と連携し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進する。		
ウ	暴走族等に対する交通指導取締りの推進 〔警察本部〕 ○ 集団暴走行為等の悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底する。 ○ 違法行為を敢行する旧車会員に対する実態把握を徹底するとともに、不正改造等の取締りを推進する。		
エ	暴走族関係事犯者の再犯防止 〔警察本部〕 暴走族関連事犯の捜査を通じ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止対策を推進する。		
オ	車両の不正改造の防止 〔中部運輸局三重運輸支局〕 ○ 6月を強化月間として関係機関や自動車関係団体などの協力の下「不正改造車を排除する運動」を実施する。 ○ 県下各地で街頭検査を実施する。 ○ 暴走族取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両の運転、消音器の不備、番号表示義務違反等の不正改造の取締りを強化する。 ○ 自動車ユーザーだけでなく、不正改造を行った者に対しても、必要に応じて立ち入り検査を行う。 〔警察本部〕 車両の不正改造の防止に関する広報活動及び関係団体に対する指導を推進する。		

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	6 救助・救急活動の充実	種別	(1)救助・救急体制の整備		
実施機関 及び 実施方針	〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 救命率の向上を図るため、救急隊員の資質向上、高度資機材の導入を支援する。 一市町では、対処できない被害が発生した場合、県内消防相互応援協定等の適切な運用を図る。 救急隊員が救急救命士の国家資格を取得できるよう、教育機関である救急振興財団の運営に協力、支援していくことにより、救急救命士の養成を促進する。 救急・救助業務実施市町に対し、救急車・救助工作車等の資機材の充実・整備について支援する。 三重県内高速道路消防連絡協議会の行う事業を支援することにより、高速道路沿線市町における救急業務体制の連携を図る。				
	〔三重県消防学校〕 消防組織法等に基づき設置・運営する当校において、救助・救急業務の円滑かつ適正な遂行を図るため、各消防本部の救助・救急隊員に対し教育訓練を実施する。				
	〔警察本部〕 指定自動車教習所における教習等を通じて、バイスタンダーによる応急手当の普及等を推進する。				
計 画 の 内 容					
ア	救助体制の整備・拡充 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 財団法人救急振興財団等における救急救命士の養成について市町の支援を行う。 〔三重県消防学校〕 救助・救急業務の円滑かつ適正な遂行を図るため、消防学校において、各消防本部の救助・救急隊員に対し教育訓練を行う。 (7) 救助科 ○ 救助課程 年 1 回 22日間 40人 ○ 水難救助課程 年 1 回 12日間 20人 (4) 救急科 ○ 救急課程 年 1 回 39日間 69人 (7) 特別科 ○ 救急救命士ブラッシュアップ講習 年 1 回 3 日間 30人 ○ 水難救助課程指導者養成講習 随時実施 9人 ○ 気管挿管フォローアップ研修 随時実施 19人				
イ	多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 三重県内消防相互応援協定および一部の隣接市町相互の応援協定の適切な運用並びに三重県内高速道路消防連絡協議会への支援により、市町間の区域を越えた集団救助・救急体制の充実を図る。				
ウ	自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 県職員を対象に普通救命研修を開催する 県職員を対象に応急手当普及員の育成を実施する				

計 画 の 内 容	
	〔警察本部〕 指定自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努める。
エ	救急救命士の養成・配置等の促進 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 救急救命士を養成するため、都道府県の共同出資により設立された救急振興財団に負担金を支出し、名古屋市救急救命研修所には救急訓練用資器材に係る負担金を支出する。
オ	救助・救急資機材等の装備の充実 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 消防本部が進める応急手当普及に対し、支援を行う。 応急手当普及啓発資器材寄贈事業に伴う支援を行う。
カ	防災ヘリコプターによる救急業務の推進 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 県内各消防本部からの出動要請により、緊急時の救急活動を実施する。
ク	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 三重県内高速道路消防連絡会議の行う事業に対し、支援を行う。 三重県内高速道路消防連絡会議の行う事業に対し、支援を行う。 この連絡会議においては、高速道路における災害事象が多様化している状況から、事例発表の研修会を開催し、事故発生の際の対応方法について情報共有するとともに、即時初動体制の強化と連携体制の検証を兼ねた総合訓練を実施する。
ケ	現場急行支援システムの整備 〔警察本部〕 現場急行支援システム（F A S T）の維持管理について検討していく。

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	6 救助・救急活動の充実	種別	(2)救急医療体制の整備
実施機関 及び 実施方針	〔三重県医療保健部（医療政策課）〕 県民および関係機関に対する医療機関の情報、救急医療情報の提供を図り、初期救急医療提供体制の充実を図る。 二次救急医療体制を整備するとともに、三次救急医療体制を確保し、傷病者の状況に応じた救急医療体制の充実強化を進める。 重篤患者のドクターヘリの活用による迅速な搬送により、救命率の向上に取り組む。		
計 画 の 内 容			
ア 救急医療機関等の整備 〔三重県医療保健部（医療政策課）〕 (7) 医療機関の情報・救急医療情報の提供の充実 救急医療情報システム「医療ネットみえ」により、県民に対する医療機関情報の提供内容の充実を図るとともに、救急医療情報システムへの時間外診療が可能な医療機関の参加を働きかける。 (イ) 二次救急医療体制の整備 病院群輪番制等による二次救急医療体制や、小児救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関における救急医療担当医師の確保を支援する。 (ウ) 三次救急医療体制の確保 重篤な救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの運営を支援する。			
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 〔三重県医療保健部（医療人材課）〕 ○医師確保対策 ・「三重県医師確保計画」に基づき医師の地域偏在の解消等を通じて、地域における救急医療体制を確保する。 ・県内病院に一定期間勤務すれば返済が免除される「三重県医師修学資金制度」の運用を進め、救急医療を担う医師の確保につなげていく。 ・若手医師のキャリア形成支援と医師不足地域の医師確保を一体的に行うことを目的に、三重県地域医療支援センターにおいて作成した県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる「キャリア形成プログラム」を活用し、救急医療等を中心的に担う若手医師の確保・定着をめざす。 ・自治医科大学の義務年限内医師の派遣、医師キャリアサポートシステム、医師無料職業紹介事業等により、へき地等の救急医療に従事する医師の確保を進める。 ○看護職員確保対策 ・看護師等養成所や看護系大学等の学生に対して、一定期間、県内の医療機関等に勤務すれば返還免除となる「看護師等修学資金貸付制度」により、救急医療を担う看護職員の確保につなげる。 ・新人看護職員研修体制構築事業、病院内保育所設置運営支援事業、潜在看護職員復職研修事業等により、看護職員の定着を促進する。			
ウ ドクターヘリ事業の推進 〔三重県医療保健部（医療政策課）〕 (7) 三重県ドクターヘリを運航するとともに、基地病院や消防機関等の関係機関による評価・検証を行い、効果的な運用に努める。 (イ) 東紀州地域や伊賀地域における三次救急医療体制の充実を図るため、和歌山県、奈良県ドクターヘリのさらなる連携強化を図る。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	6 救助・救急活動の充実	種別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関 及び 実施方針	〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 救急業務の実施について、救急医療機関、消防機関における緊密な連携・協力関係の確保を図る。 〔三重県医療保健部（医療政策課）〕 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の円滑な運用により、適切な受入医療機関の選定および搬送を行うため、ドクターヘリによる搬送も含めた実施基準の検証を行い、搬送体制の充実強化を図る。 〔三重県医療保健部（医療保健総務課）〕 大規模な事故による災害発生時に対応できる災害派遣医療チーム（DMAT）の災害対応力の向上を図る。		
計 画 の 内 容			
〔三重県防災対策部（消防・保安課）〕 救急医療関係者が、メディカルコントロール体制のもとに継続的な教育を受け、病院前救護の質が維持向上されるよう、県メディカルコントロール協議会と連携し、セミナー等を開催する。 〔三重県医療保健部（医療政策課）〕 ○ 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適用事案について、現場滞在時間や病院受入時間とともに、ドクターヘリによる搬送も含めた搬送体制の検証を行い、必要に応じて基準の見直しを行う。 ○ 高齢者の救急搬送に係る課題を解決するため、医療機関、消防機関および地域包括ケア関係者等の多職種による連携や情報共有を進める。 〔三重県医療保健部（医療保健総務課）〕 ○ 大規模事故等の発生時にいち早く対応できるよう、国や県独自の養成研修の実施により、DMAT隊員を育成するとともに、国が実施する研修会、実動訓練等への参加を促進し、隊員の技能維持に努める。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	7 被害者等支援の充実と推進	種別	(1)自動車損害賠償保障制度の充実等
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 自動車事故による被害者救済については、その必要性が一層増しているところであり、自賠法による自動車事故対策計画に基づき、被害者救済対策事業として被害者保護の増進に資する事業に対する支援等を引き続き行うとともに、自動車事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準にあることを踏まえ、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。 このほか、自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底する。 〔自動車事故対策機構 三重支所〕 自動車損害賠償責任保険（共済）制度の周知ポスターの掲示などを利用した広報啓発活動を実施する。		
計 画 の 内 容			
ア	無保険（無共済）車両対策の徹底 〔中部運輸局三重運輸支局〕 自賠責制度の役割、重要性を認識してもらうとともに、保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要なことから、広報活動などを通じて広く周知するとともに、街頭における指導取締りや監視活動を行い、無保険車両の運行防止を徹底する。 〔自動車事故対策機構 三重支所〕 自動車損害賠償責任保険（共済）のポスターおよびリーフレットによる啓発を実施する。		

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	7 被害者等支援の充実と推進	種別	(2) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
実施機関 及び 実施方針	〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 令和2年度に制定した「三重県交通安全条例」に基づき、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。		
計 画 の 内 容			
〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 県ホームページにおいて、自転車損害賠償責任保険等の種類、取扱事業者等を掲載し、加入促進を図る。チラシ・ポスターを使用した広報の他、チャンネル三重県等を活用し、広報を図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 １ 章 道路交通の安全

項目	7 被害者等支援の充実と推進	種別	(3)損害賠償の請求についての援助等
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 交通事故被害者等に対する迅速かつ適正な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進する。 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 交通事故の損害賠償問題等の相談に応じ、公平、適切に解決するための助言を行うとともに、必要に応じて関係機関への紹介を行う。		
計 画 の 内 容			
ア	交通事故相談活動の推進 〔三重県環境生活部（くらし・交通安全課）〕 交通事故による損害賠償問題を円滑に解決するため、交通事故相談窓口を設置し、交通事故相談員が交通事故被害者等からの相談に応じる。		
イ	損害賠償請求の援助活動等の強化 〔警察本部〕 交通事故の被害者や遺族に対して、援助や救済制度等を的確に教示するとともに、これらを記載した専用の冊子「交通事故の被害者とその家族のために」を交付するなどの活動を推進する。		

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	7 被害者等支援の充実と推進	種別	(4)交通事故被害者等支援の充実強化
実施機関 及び 実施方針	〔自動車事故対策機構三重支所〕 交通事故被害者対策事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実する。 〔警察本部〕 交通事故の被害者や遺族に対して、被害者支援要員制度及び被害者連絡制度に基づく適切な支援等を推進する。		
計 画 の 内 容			
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 〔自動車事故対策機構三重支所〕 交通遺児等へ育成資金の貸付および重度後遺障害者へ介護料の支給 ○関連する医療機関等への訪問説明や各市町への広報依頼を通して本制度の周知を図る。 ○介護料支給要件合致者には認定申請の説明を行い支給に向けて援助する。 ○介護料受給者への訪問支援を実施する。 ○介護料受給者およびその家族を対象とした交流会を開催し、情報交換の場を提供する。			
イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 〔自動車事故対策機構三重支所〕 (ア) 「自動車事故対策機構 交通遺児友の会」の活動 ○会報「友の会だより」を四季に発行し会員相互の親睦と情報交換を図る。 ○「友の会の集い」を開催し、親子の親睦を深めるとともに遺児家庭相互の交流を図る。 (イ) 交通遺児等家庭相談員による相談 ○交通遺児等貸付制度の紹介、教育、医療、就職相談等を随時実施する。 〔警察本部〕 ○ 交通事故被害者等の心情に配慮し、交通事故の概要、捜査経過等を情報提供するとともに、刑事手続の流れ等を教示するなどの被害者連絡を推進する。 ○ 重大・悪質な交通事故事件については、交通事故事件統括官等を運用して、適正かつ緻密な捜査を推進するとともに、被害者連絡調整官等を運用して被害者連絡の組織的な対応を推進する。 ○ 被害者支援・連絡に従事する職員に対する指導を推進する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	8 調査研究の充実	種別	(1) 道路交通の安全に関する調査研究の推進
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 交通事故当事者の交通行動特性を研究し、事故防止対策を推進する。		
計 画 の 内 容			
ア 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 〔警察本部〕 道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた、効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。 また、複数回の事故歴がある高齢運転者に対して、事故内容を踏まえた個別指導を推進する。			
イ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 〔警察本部〕 交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

項目	8 調査研究の充実	種別	(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関 及び 実施方針	【警察本部】 交通人身事故に対する高度な交通事故分析を行い、分析結果に基づいた人及び道路環境等に対する対策を講じることで同様の交通事故の再発を防止するとともに、危険箇所、事故防止対策など、県民のニーズに応じた情報を発信することで、交通事故総数の抑止を図る。		
計 画 の 内 容			
【警察本部】 ○ 交通事故分析結果から判明した事故の発生時間帯別、類型別、当事者の年齢層別などといった特徴に関する交通安全情報について、インターネット等を利用して分かりやすく公表することにより、県民のニーズに応えた情報の提供を推進する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	1 鉄道交通環境の整備	種別	(1)鉄道施設等の安全性の向上
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。 加えて、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線及び施設被害を受けて検証委員会が開催され検証が行われているところ。令和4年12月、検証委員会による中間とりまとめが公表されたことから、取りまとめを踏まえ福島県沖を震源とする地震において、顕著な被害が発生したものと同様の高架橋について、耐震補強の前倒しを図る。 さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障がい者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドア整備の加速化を始め、内方線付き点状ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進する。 〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 中小鉄道事業者が行う安全性の確保を目的として実施する事業に対して、支援を行う。		
	計 画 の 内 容		
	〔中部運輸局〕 (ア) 鉄道施設等の安全確保には維持管理の徹底が重要であるが、中小鉄道事業者においては老朽化が進み抜本的な対策が必要であるため、支援制度を活用し計画的な更新を促進する。 (イ) 発生が切迫し、その影響も大きいとされている南海トラフ地震に備えるため橋りょう、トンネル、駅舎等鉄道施設の地震に対する安全性を向上させるため耐震補強について実施するよう指導するほか、支援制度の活用による耐震対策の推進を図る。 (ウ) 上記(イ)に加えて、検証委員会による中間とりまとめを踏まえ、福島県沖を震源とする地震において、顕著な被害が発生したものと同様の高架橋についても耐震対策の推進を図る。 (エ) 駅施設等の利用者の安全性向上に向け転落防止対策の推進を図る。 〔三重県地域連携・交通部（交通政策課）〕 中小鉄道事業者が行う、安全性および利便性を確保するための施設整備等に対して、国の補助事業を活用した県・沿線市町の協調補助による支援を行う。		

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	1 鉄道交通環境の整備	種別	(2)運転保安設備等の整備
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 既存の施設及び車両について、大規模改良計画時には確実に整備を進めるよう指導をするほか、ヒューマンエラー等に起因した事故を未然に防ぐため、引き続き機会を捉えて積極的かつ計画的な導入の推進を図るよう指導する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	種別	
実施機関 及び 実施方針	【中部運輸局】 運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等に理解と協力を求める。		
計 画 の 内 容			
【中部運輸局】 学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透に努める。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(1)保安監査の実施
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 鉄道輸送の安全を確保するため、保安監査等を通じて適切な指導を行う。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 鉄道事業者に対し計画的に保安監査を実施するほか、重大事故・同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施するとともに、事案に応じた手法を用いることにより、鉄道輸送の安全を確保する。 このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(2)運転士の資質の保持
実施機関 及び 実施方針	【中部運輸局】 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう、運転管理者および乗務員指導管理者等に対し研修会等の機会を捉えて適切に指導する。		
計 画 の 内 容			
【中部運輸局】 鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制及び教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、乗務員等がその業務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実にするなどにより、職場における安全管理について適切な措置を講ずるよう指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第2章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(3)安全上のトラブル情報の共有・活用
実施機関 及び 実施方針	【中部運輸局】 重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデン ト等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。		
計 画 の 内 容			
【中部運輸局】 管内の鉄道事業者の安全担当部長等による鉄軌道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関す る情報交換等を行う。 また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する とともに、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再 発防止に活用する。さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報 共有化を推進する。			

令和8年度三重県交通安全実施計画

第2章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(4)気象情報等の充実
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。 〔津地方気象台〕 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 鉄道事業者に対し、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、地震、津波、火山噴火等の自然現象についての気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理に反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努めるよう指導する。 〔津地方気象台〕 ○ 防災情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 道路交通の安全」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 ○ 竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。 ○ 走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
実施機関 及び 実施方針	【中部運輸局】 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。		
計 画 の 内 容			
【中部運輸局】 輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。 さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(6)運輸安全マネジメント評価の実施
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 運輸安全マネジメントの評価を行うことにより、事業者自らが輸送の安全性を向上させるための、自主的かつ積極的な取組を確認する。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて安全への取組及び鉄道事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認するとともに、運輸防災マネジメントの取組を確認することにより鉄道事業者による防災意識および自然災害への対応力を向上させ鉄道事業者の防災の取組につなげる。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(7) 計画運休への取組
実施機関 及び 実施方針	【中部運輸局】 気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、安全確保等の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど必要な措置を講じるよう、鉄道事業者に対して指導する。		
計 画 の 内 容			
【中部運輸局】 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 利用者への情報提供を行うにあたっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	4 救助・救急活動の充実	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 鉄道の重大事故等の発生に際し、鉄道事業者の他関係機関と連携を取り救助・救急体制の強化を図る。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救急・救助活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化について、機会あるごとに事業者に対して指導・助言する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	5 被害者支援の推進	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を行う。 関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故の被害者等への支援の取組みを着実に進めていく。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 ○ 事故被害者の搬送先病院等において支援パンフレット、コンタクトカードの配布により、被害者等に相談窓口を周知する。 ○ 事業者の安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画の策定をより一層促進させるとともに、公共交通事故による被害者支援の意義等について啓発を行うため、公共交通事故被害者等支援フォーラムを実施する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 2 章 鉄道交通の安全

項目	6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行う。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、現地へ職員を派遣するとともに、事故調査結果等を鉄道事業者へ情報提供を行うことにより鉄道事故等の再発防止を図る。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 ３ 章 踏切道における交通の安全

項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設にあたっては、極力立体交差化を図る。 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況をふまえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。 また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに、軌道の平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 踏切の立体交差化事業や構造改良、整理統合について、事業者と自治体等による協議を進めることにより、踏切の危険性の軽減が実現可能な箇所から順次改修を行う。 また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 ３ 章 踏切道における交通の安全

項目	2 踏切道の統廃合の促進	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業を実施する。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 鉄道事業者と自治体、地域住民の協議を通じて合意形成ができた踏切道の統廃合を推進するとともに、歩行者の安全に繋がる歩道整備等の構造改良について、指針に基づいた指導を行う。 〔三重県県土整備部（道路建設課、道路管理課、都市政策課）〕 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業を実施する。			

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 3 章 踏切道における交通の安全

項目	3 踏切保安設備の整備および交通規制の実施	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバークラック型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 〔警察本部〕 踏切道における交通実態や幅員等を勘案し、必要に応じて交通規制の実施及び見直しを図る。		
	計 画 の 内 容		
	〔中部運輸局〕 (ア) 踏切遮断機をはじめとした事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めるとともに、既存の老朽化した踏切保安設備についても、支援制度を活用する等により、計画的な整備を促進する。 (イ) 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 〔警察本部〕 踏切道改良協議会に参画し、道路管理者や鉄道事業者等と情報共有を図るとともに、踏切道における交通実態や幅員等を勘案し、必要に応じて交通規制の実施及び見直しを図る。		

令和８年度三重県交通安全実施計画

第 3 章 踏切道における交通の安全

項目	4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	種別	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局〕 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するための取組を推進する。		
計 画 の 内 容			
〔中部運輸局〕 踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切通行時における安全意識の高揚を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止に繋がる取り組みを推進する。 災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が行う、災害時の長時間遮断が生じないよう連絡体制や優先開放の管理方法の策定に向けた協議等の取組促進を図る。			

**令和 8 年度
三重県交通安全実施計画**

令和 8 年 7 月

三 重 県 交 通 安 全 対 策 会 議

事務局

三重県環境生活部くらし・交通安全課
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電 話 059-224-2410

F A X 059-224-3069